

青森市子どもの権利の 保障に関する行動計画

(平成 28 年度～令和 5 年度)



青 森 市

平成 28 年 10 月 策定

令和 3 年 2 月 一部改定

目 次

I 計画の基本的事項

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の期間	3
4	計画の推進	3
5	目的と基本的な考え方	4
6	子どもにとって大切な権利	5
7	施策体系	6
8	目標とする指標	7

II 具体的な取組

第1章 子どもの権利の普及啓発と学習支援

第1節	子どもの権利の普及啓発と学習支援	8
-----	------------------	---

第2章 子どもの育ちへの支援

第1節	思いやりの心の醸成	11
第2節	子どもの体験活動の充実	13
第3節	子どもの居場所づくり	18
第4節	子どもの自主的な活動の促進	22
第5節	子どもの読書活動の推進	25
第6節	子どもの意見表明・参加の促進	29

第 3 章 保護者への支援	
第 1 節 乳幼児期の教育・保育の充実	32
第 2 節 子育ての経済的負担の軽減	37
第 3 節 地域全体で子育てを支える環境づくり	40
第 4 章 特に支援が必要な子どもや家庭への支援	
第 1 節 障がいのある子どもなどへの支援の充実	44
第 2 節 ひとり親家庭などへの支援の充実	58
第 3 節 子どもの貧困対策の推進	62
第 4 節 様々な環境にある子どもや家庭への支援	69
第 5 章 子どもの命と安全を守る取組	
第 1 節 権利侵害からの救済	72
第 2 節 いじめ・不登校・暴力行為などの予防・解消	75
第 3 節 児童虐待防止に向けた支援の充実	77
第 4 節 犯罪被害から守る活動の促進	82
第 5 節 有害情報や非行から守る取組の充実	83
青森市子どもの権利条例	85

I 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

平成元年 11 月、第 44 回国際連合総会において、世界中の子どもたち一人一人に人間としての権利を認め、子どもたちがそれらの権利を行使できるよう、「子どもの権利条約」が採択され、わが国は平成 6 年 4 月にこの条約を批准しました。

子どもの権利条約では、子どもを大人から管理される対象としてではなく、独立した人格を持つ権利の主体であるとの観点から、子どもの人権を保障しています。具体的には、「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」などがあげられています。

このように、子どもの権利保障が宣言されているにも関わらず、依然として家庭内における児童虐待や学校などにおけるいじめなど、子どもの権利侵害が社会問題となっていたことに加え、平成 22 年度に実施した「青森市民意識調査」では、8 割ちかくの市民が子どもの権利条約を知らないと回答したことから、本市は、子どもの権利の尊重について明言化することとし、子どもが愛情をもって生まれ、毎日のびのびと生き、自分らしく豊かに成長し、発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利の保障を図ることを目的として、平成 24 年 12 月、「青森市子どもの権利条例」を制定しました。

「青森市子どもの権利条例」では、子どもにとって大切な権利を明記するとともに、権利の保障に関する本市の責務と取組、権利の侵害からの救済と回復などについて定めています。

本計画は、「青森市子どもの権利条例」に基づき、子どもにとって大切な権利の保障を図るための具体的な取組について定めるものです。

2 計画の位置付け

本計画は、「青森市子どもの権利条例」第 15 条に基づく子どもの権利の保障に関する行動計画です。

青森市子どもの権利条例（抄）

（子どもの権利の保障の行動計画と検証）

第 15 条 市は、この条例の目的を達成するため、子どもの権利の保障に関する行動計画（以下「行動計画」といいます。）を定めるものとします。

2 行動計画の検証は、青森市健康福祉審議会条例（平成 18 年青森市条例第 43 号）に定める児童福祉専門分科会で行うものとします。

3 行動計画の検証を実施するに当たっては、子ども会議の意見を尊重するよう努めなければなりません。

また、本計画は、平成 28 年 3 月に策定した「青森市子ども総合プラン」のうち、子どもの権利の保障に関連する施策を具体的に推進していくための行動計画（アクションプラン）として位置付けます。

「青森市子ども総合プラン」では、基本理念「『子どもの最善の利益』を第一に考えた『子どもの権利』の保障」に基づき、現状と課題を明らかにし、課題に対応した施策を掲げています。

本計画は、同プランに掲げられた子どもの権利の保障に関連する施策についての具体的な事業等を整理したものです。

3 計画の期間

本計画の期間は、「青森市子ども総合プラン」と整合を図る観点から、平成 28 年度から令和 5 年度までの 8 年間とします。

4 計画の推進

本計画の推進に当たっては、年 1 回、「青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会」において評価・検証を行うとともに、「青森市子ども会議」の意見を尊重しながら各事業を実施していきます。

また、社会・経済情勢などの青森市を取り巻く環境の変化や市民意識調査などの市民ニーズを踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行うなど、柔軟かつ的確に対応していきます。

5 目的と基本的な考え方

本計画は、子どもが愛情をもって生まれ、毎日をのびのびと生き、自分らしく豊かに成長し、発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利の保障を図ることを目的とします。(条例第1条)

また、子どもの権利の保障は、次の基本的な考え方に従って進められなければなりません。(条例第3条)

- 子どもの最善の利益を優先して考えること。
- 子ども一人一人が権利の主体として尊重されること。
- 子どもの成長と発達に配慮した支援が行われること。

なお、全ての大人には子どもの権利を尊重する責務があります。(条例第4条)

- 保護者は、子育ての第一の責任者として、子どもの権利を尊重しなければなりません。
- 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが自分らしく成長し、発達していくために育ち学ぶ施設が大切な役割を持つことを認識し、子どもの権利を尊重しなければなりません。
- 地域住民は、地域が子どもの成長と発達にとって重要な場であることを認識し、子どもの権利を尊重しなければなりません。
- 上記のほか、大人は子どもの権利を尊重しなければなりません。

6 子どもにとって大切な権利

「青森市子どもの権利条例」第2章では、子どもにとって大切な権利について、以下のとおり定めています。

【子どもにとって大切な権利の保障と互いの権利の尊重】(条例第5条)

- ◎ 子どもには、成長し、発達していくために、この章に定める大切な権利が保障されなければなりません。
- ◎ 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重しなければなりません。

【安心して生きる権利】(条例第6条)

- ◎ 命が守られ、平和で安全な環境のもとで暮らすこと。
- ◎ 愛情をもって育まれること。
- ◎ 食事、医療、休息が保障され、健康的な生活を送ること。
- ◎ いじめ、虐待、体罰その他身体的、精神的暴力と有害な環境から守られること。
- ◎ 性別、国籍、障害などを理由に、いかなる差別も受けないこと。
- ◎ 困っているときや不安に思っているときには、相談し、支援を受けることができること。

【自分らしく生きる権利】(条例第7条)

- ◎ 自分の個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること。
- ◎ 自分自身の夢や希望を持ち、可能性に挑戦すること。
- ◎ プライバシーや自らの名誉が守られること。
- ◎ 自分が思ったことや感じたことを表現すること。
- ◎ 自分にとって必要な情報や知識を得ること。
- ◎ 自分にとって大事なことを年齢や成長に応じて、適切な助言や支援を受け、自分で決めること。
- ◎ 安心して過ごすことができる時間や居場所を持つこと。

【豊かで健やかに育つ権利】(条例第8条)

- ◎ 遊ぶこと。
- ◎ 学ぶこと。
- ◎ 芸術やスポーツに触れ親しむこと。
- ◎ 青森の文化、歴史、伝統、自然に触れ親しむこと。
- ◎ まちがいや失敗をしたとしても、適切な助言や支援を受けることができること。

【意見を表明し参加する権利】(条例第9条)

- ◎ 家庭、育ち学ぶ施設、地域などで、自分の意見を表明すること。
- ◎ 自分にとって重要な決定が行われる場合は、自分の意見を主張できること。
- ◎ 自分の表明した意見に対し、適切に配慮されること。
- ◎ 仲間をつくり、集まり、活動すること。

7 施策体系

目的	子どもが愛情を持って生まれ、毎日をのびのびと生き、自分らしく豊かに成長し、発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利の保障を図る (条例第1条)		
基本的な考え方	○子どもの最善の利益を優先して考えること ○子ども一人一人が権利の主体として尊重されること ○子どもの成長と発達に配慮した支援が行われること (条例第3条)		
施策の方向	市の責務と取組	主な施策	関連する権利
	第1章 子どもの権利の普及啓発と学習支援 (条例第10条)	第1節 子どもの権利の普及啓発と学習支援	安心して生きる権利 (条例第6条) 自分らしく生きる権利 (条例第7条) 豊かで健やかに育つ権利 (条例第8条) 意見を表明し参加する権利 (条例第9条)
	第2章 子どもの育ちへの支援 (条例第11条)	第1節 思いやりの心の醸成 第2節 子どもの体験活動の充実 第3節 子どもの居場所づくり 第4節 子どもの自主的な活動の促進 第5節 子どもの読書活動の推進 第6節 子どもの意見表明・参加の促進	自分らしく生きる権利 意見を表明し参加する権利 安心して生きる権利 豊かで健やかに育つ権利 意見を表明し参加する権利
	第3章 保護者への支援 (条例第12条第1項)	第1節 乳幼児期の教育・保育の充実 第2節 子育ての経済的負担の軽減 第3節 地域全体で子育てを支える環境づくり	安心して生きる権利
	第4章 特に支援が必要な子どもや家庭への支援 (条例第12条第2項)	第1節 障がいのある子どもなどへの支援の充実 第2節 ひとり親家庭などへの支援の充実 第3節 子どもの貧困対策の推進 第4節 様々な環境にある子どもや家庭への支援	自分らしく生きる権利 安心して生きる権利 豊かで健やかに育つ権利 自分らしく生きる権利
	第5章 子どもの命と安全を守る取組 (条例第13条)	第1節 権利侵害からの救済 第2節 いじめ・不登校・暴力行為などの予防・解消 第3節 児童虐待防止に向けた支援の充実 第4節 犯罪被害から守る活動の促進 第5節 有害情報や非行から守る取組の充実	意見を表明し参加する権利 自分らしく生きる権利 豊かで健やかに育つ権利 安心して生きる権利 自分らしく生きる権利 豊かで健やかに育つ権利

8 目標とする指標

本計画に掲げる取組の進捗度を測るために指標を設定し、「青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会」において評価・検証を行います。

施策の方向	指標とその説明	現状値	目標値
子どもの権利の普及啓発と学習支援	「子どもの権利」普及啓発に関する講座の実施回数 ・小・中学校PTAや家庭教育学級などでの講座回数（大人対象） ・小・中学校の児童生徒への講座回数（子ども対象）	5回 （平成26年度）	20回 （令和5年度）
子どもの育ちへの支援	児童館利用者数 子どもの活動機会の充実のため、様々な活動を行っている児童館の利用者数	214,482人 （平成29年度）	214,482人 （令和5年度）
	青森市子ども会議委員の意見表明回数 子どもの意見を表明する場である「青森市子ども会議」の表明機会のイベント等実施回数	3回 （平成29年度）	4回 （令和5年度）
保護者への支援	待機児童数 待機児童数が一番多い月の人数	72人 （平成29年度）	0人 （令和5年度）
特に支援が必要な子どもや家庭への支援	母子・父子自立支援員による相談件数 母子・父子自立支援員による母子・父子家庭及び寡婦の身上相談件数	1,729件 （平成26年度）	2,087件 （令和5年度）
子どもの命と安全を守る取組	青森市子どもの権利相談センターへの相談者数 子どもの救済機関である「青森市子どもの権利相談センター」への相談者数	105人 （平成29年度）	105人 （令和5年度）
	いじめ解消率 認知したいじめが解消した割合 （青森市教育振興基本計画）	小学校 96.7% 中学校 96.4% （平成26年度）	小学校 100.0% 中学校 100.0% （令和5年度）
	不登校から復帰した児童の割合 不登校児童生徒のうち、登校できるようになった児童生徒の割合 （青森市教育振興基本計画）	小学校 48.0% 中学校 33.8% （平成26年度）	小学校 48.0% 中学校 41.1% （令和5年度）

Ⅱ 具体的な取組

第1章

子どもの権利の普及啓発と学習支援

施策の方向

(子どもの権利の普及啓発と学習支援)

第10条 市は、子どもの権利の普及を図るため、子どもと大人が共にこの条例と子どもの権利について適切に学び、理解するための機会を提供するものとします。

2 市は、毎年11月20日を「青森市子どもの権利の日」とし、この日にふさわしい活動を行うものとします。

第1節 子どもの権利の普及啓発と学習支援

【青森市子ども総合プラン第2部第1章1(1)】

《子どもの権利の普及啓発》

- ◆子どもや大人に対して、子どもの権利の普及を図るため、広報あおもりや市ホームページなどを活用し、広報活動を実施するとともに、小・中学校での子どもの権利に関する出前講座の実施や PTA などの研修会への講師派遣を行い、子どもの権利に関する学習機会の充実を図ります。
- ◆特に、子どもに対する理解が必要な保護者、子どもが育ち学ぶ施設の関係者などに対して、子どもの権利について理解の促進を図ります。
- ◆子どもが「安心して生きる権利」、「自分らしく生きる権利」、「豊かで健やかに育つ権利」、「意見を表明し参加する権利」について、すべての児童生徒の理解を深めるため、「青森市子どもの権利条例」を分かりやすくした教材を活用し、指導します。
- ◆「青森市子どもの権利条例」に定める「青森市子どもの権利の日」(11月20日)において、この日にふさわしい活動として、子どもと大人がともに子どもの権利について適切に学び、理解するための機会を提供します。

【関連する子どもの権利】

安心して生きる権利（条例第6条）

- 命が守られ、平和で安全な環境のもとで暮らすこと
- 愛情をもって育まれること
- 食事、医療、休息が保障され、健康的な生活を送ること
- いじめ、虐待、体罰その他身体的、精神的暴力と有害な環境から守られること
- 性別、国籍、障害などを理由に、いかなる差別も受けないこと
- 困っているときや不安に思っているときには、相談し、支援を受けることができること

自分らしく生きる権利（条例第7条）

- 自分の個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること
- 自分自身の夢や希望を持ち、可能性に挑戦すること
- プライバシーや自らの名誉が守られること
- 自分が思ったことや感じたことを表現すること
- 自分にとって必要な情報や知識を得ること
- 自分にとって大事なことを年齢や成長に応じて、適切な助言や支援を受け、自分で決めること
- 安心して過ごすことができる時間や居場所を持つこと

豊かで健やかに育つ権利（条例第8条）

- 遊ぶこと
- 学ぶこと
- 芸術やスポーツに触れ親しむこと
- 青森の文化、歴史、伝統、自然に触れ親しむこと
- まちがいや失敗をしたとしても、適切な助言や支援を受けることができること

意見を表明し参加する権利（条例第9条）

- 家庭、育ち学ぶ施設、地域などで、自分の意見を表明すること
- 自分にとって重要な決定が行われる場合は、自分の意見を主張できること
- 自分の表明した意見に対し、適切に配慮されること
- 仲間をつくり、集まり、活動すること

《主要事業》

（1）子どもの権利の普及啓発

青森市子どもの権利普及啓発事業

- 広報あおもりや市ホームページなどを活用し、広報活動を実施します。
- 出前講座の実施やPTAなどの研修会への講師派遣を行い、子どもの権利に関する学習機会の充実を図ります。
- 育ち学ぶ施設や地域住民、企業、団体などに対して、子どもの権利に関する理解を促進する取組について検討し実施します。

- 「青森市子どもの権利の日」（11月20日）にふさわしい活動として、子どもと大人がともに子どもの権利について適切に学び、理解するための機会を提供します。

子どもの権利に関する児童生徒の理解の促進

- 子どもが「安心して生きる権利」、「自分らしく生きる権利」、「豊かで健やかに育つ権利」、「意見を表明し参加する権利」について、すべての児童生徒の理解を深めるため、「青森市子どもの権利条例」を分かりやすくした教材を活用し、指導します。

子どもの権利に関する新たな教材の作成

- 子どもたちが自分の権利や他人の権利の尊重などについて適切に学んだり、権利侵害からの救済や回復の手段があることについて知ったりできるよう、学校で活用できる新たな学習資料を作成します。

《参考指標》

取組	事業名	指標	実績値		
			H29	H30	R元
(1) 子どもの権利の普及啓発	青森市子どもの権利普及啓発事業	「子どもの権利」普及啓発に関する講座の実施回数	6回	6回	15回

第2章

子どもの育ちへの支援

施策の方向

(子どもの育ちへの支援)

第11条 市は、子どもの豊かな育ちを支援するため、次のことに取り組むよう努めなければなりません。

- 一 子どもに健全で多様な生活体験や交流の場と機会を提供すること。
- 二 子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりを進めるとともに、子どもが相談できる場と意見表明し社会に参加する機会を提供すること。

第1節 思いやりの心の醸成

【青森市子ども総合プラン第2部第3章5(1)】

《交流活動の促進による思いやりの心の醸成》

- ◆ 思いやりの心を醸成していくため、児童館における親子・異年齢児・世代間のふれあいを大切にした交流事業、地域における身近な活動拠点のひとつである市民センターの事業などにおいて、世代間交流が図られるよう配慮するなど、子どもから高齢者まで多世代にわたり、地域が一体となった交流機会の確保に努めます。

《ボランティア活動の推進》

- ◆ 子どもが、交流活動やボランティア活動を通じ、自主性や思いやりの心を育むとともに、地域福祉の精神を養うことができるよう、青森市社会福祉協議会との連携による中学校などのボランティア推進校の指定を促進するほか、同協議会が実施する「体験ボランティア」や地域が実施するボランティア活動などへの参加を積極的に呼びかけるなど、学校・家庭・地域が連携を深め、子どもが参加できるボランティア活動を推進します。

【関連する子どもの権利】

自分らしく生きる権利（条例第7条）

- 自分自身の夢や希望を持ち、可能性に挑戦すること
- 自分にとって必要な情報や知識を得ること
- 安心して過ごすことができる時間や居場所を持つこと

意見を表明し参加する権利（条例第9条）

- 家庭、育ち学ぶ施設、地域などで、自分の意見を表明すること
- 仲間をつくり、集まり、活動すること

《主要事業》

(1) 交流活動の促進による思いやりの心の醸成

児童館母親クラブ運営補助事業

- 地域の児童の健全育成のため、児童館を拠点として親子及び世代間の交流などを行う母親クラブに対して補助金を交付します。

保育所等地域活動事業

- 保育所等による地域の老人福祉施設の訪問や保育所等を退所した児童との地域的行事、小学校低学年児童の受入などの交流事業を支援します。

(2) ボランティア活動の推進

地域福祉計画推進事業

- 青森市社会福祉協議会との連携による中学校などのボランティア推進校の指定を促進します。
- 同協議会が実施する「体験ボランティア」や地域が実施するボランティア活動などへの参加を積極的に呼びかけるなど、学校・家庭・地域が連携を深め、子どもが参加できるボランティア活動を推進します。

《参考指標》

取組	事業名	指標	実績値		
			H29	H30	R元
(1) 交流活動の促進による思いやりの心の醸成	児童館母親クラブ運営補助事業	児童館母親クラブ事業参加者数	11,507人	11,845人	9,211人
	保育所等地域活動事業	世代間交流事業実施施設数	46箇所	49箇所	49箇所
(2) ボランティア活動の推進	地域福祉計画推進事業	体験ボランティア登録者数(高校生以下)	40人	241人	266人

第2節 子どもの体験活動の充実

【青森市子ども総合プラン第2部第3章5(2)】

《子どもの体験活動の充実》

- ◆学校における体験活動の充実のため、自然体験活動や科学的な体験活動、ボランティア体験活動の充実に向けた各学校への働きかけや理数教科における体験的な授業を実施します。
- ◆学校における伝統・文化に触れる機会の充実を図るため、伝統・文化に関する体験活動の充実に向けた各学校への働きかけや版画による授業の実施、各学校に対する体験型プログラムの周知に取り組みます。
- ◆子どもの体験活動の充実のため、学校教育活動における宿泊型の自然体験活動の実施や外国語指導助手を活用した外国語指導など、国際的な交流の実施、ものづくり・科学体験講座の開催などのほか、青森市子ども会育成連絡協議会に対する支援に取り組みます。

《青少年の自立と社会参加に向けた支援》

- ◆自主的かつ積極的に何事にもチャレンジする機運の醸成や、地域活動や社会活動に関する情報提供により、青少年の主体的な活動を支援します。

《子どものスポーツ・レクリエーション活動の促進》

- ◆子どもがスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境づくりに取り組みます。

【関連する子どもの権利】

自分らしく生きる権利（条例第7条）

- 自分の個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること
- 自分自身の夢や希望を持ち、可能性に挑戦すること
- 自分にとって必要な情報や知識を得ること

豊かで健やかに育つ権利（条例第8条）

- 遊ぶこと
- 学ぶこと
- 芸術やスポーツに触れ親しむこと
- 青森の文化、歴史、伝統、自然に触れ親しむこと
- まちがいや失敗をしたとしても、適切な助言や支援を受けることができること

意見を表明し参加する権利（条例第9条）

- 仲間をつくり、集まり、活動すること

《主要事業》

(1) 子どもの体験活動の充実

学校教育指導方針推進事業

- 「青森市教育施策の方針」を踏まえ、知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな子どもの育成を図るため、本市の児童生徒及び学校の実態について把握し、青森市学校教育指導の方針と重点について、毎年内容を見直します。
- 学校訪問の際に、学校教育指導の方針と重点を小・中学校に説明し、本市の目指す子ども像実現のために、各学校の教育活動を支援します。

外国青年（語学指導員）招致事業

- 英語を母国語とする外国青年を小・中学校へ派遣し、授業等において自国の文化を紹介したり、日本人教師と一緒に英語の授業を行い、生の英語で児童生徒と会話をしたり、発音や表現等について指導の補助を行います。

大井基金活用事業（少年海外生活体験事業）

- 異文化交流体験やホームステイ等の生活体験を通じ、青少年の豊かな国際感覚とコミュニケーション能力の育成を図るとともに、広い視野から見た郷土・青森市に対する理解を深めるため、青森市と大韓民国平澤市の中学生が相互訪問による交流を行います。

青森市中学校生徒海外派遣・受入事業

- 広い視野から郷土に対する理解を深め、国際社会を担う広い視野と調和のとれた若者を育成するため、本市中学生と米国メイン州中学生が、相互に派遣受入を行います。

友好交流推進事業

- ハンガリー国ケチケメート市セーチェニバーロシ小・中学校と、葭町小学校、南中学校の児童生徒が版画、絵画等の作品交流を行います。
- 大韓民国平澤市カルゴッ小学校、テグアン中学校と、浪打小学校、浪打中学校の児童生徒が版画、絵画等の作品交流を行います。

- 中華人民共和国大連市の交流指定校（新甘井子小学校、松山小学校、第19中学校）と本市指定校（横内小学校、幸畑小学校、横内中学校）の児童生徒が、人的交流を行います。

大井基金活用事業（少年ものづくり・科学体験事業）

- 子どもたちが、自由な発想で楽しみながら創作活動（ものづくり）に取り組み、感動的で不思議な科学を体験することにより、創造性豊かで柔軟な思考力を育むことを目的として、ものづくり・サイエンス教室を実施します。

青森市子ども会育成振興事業（補助金）

- 青森市内子ども会相互の連絡提携と、健全なる子ども会の育成を図るために活動している青森市子ども会育成連絡協議会の活動を支援するため、補助金を交付します。

青森市子ども会議運営事業

- 子どもたちが参加できるイベント等を青森市子ども会議委員が企画・運営するなど、子どもたち自身がつくりあげる体験機会について検討します。

（2）青少年の自立と社会参加に向けた支援

生涯学習支援事業

- 様々な生涯学習の講座を提供することにより、子どもたちの自己啓発と豊かな人間形成を図るとともに、自分の興味を探すきっかけとします。

(3) 子どものスポーツ・レクリエーション活動の促進

青森市文化観光振興財団助成事業

- カブ・バンビ卓球大会、小・中学校カーリング大会、社会体育施設運営管理、合浦海水浴場運営管理、スポーツ少年団本部活動事業、スポ・レクニュース発行事業、氷上スポーツ・レクリエーション祭開催事業、歩くスキーの集い開催事業、学校スポーツ応援事業など、一般財団法人青森市文化観光振興財団が実施する各種スポーツ事業の事業費等を助成します。

《参考指標》

取組	事業名	指標	実績値		
			H29	H30	R元
(1) 子どもの体験活動の充実	学校教育指導方針推進事業	学校訪問において学校教育指導の方針と重点を説明した学校の割合	100%	100%	100%
	外国青年（語学指導員）招致事業	外国青年の学校訪問回数	2,900回	2,945回	2,788回
	大井基金活用事業（少年海外生活体験事業）	平澤市との中学生の相互訪問交流事業参加者数	中止	中止	中止
	青森市中学校生徒海外派遣・受入事業	メーン州との交流事業参加者数	派遣：10人 受入：9人	派遣：10人 受入：9人	派遣：10人 受入：10人
	友好交流推進事業	本市の交流実施学校数	8校	8校	9校
	大井基金活用事業（少年ものづくり・サイエンス教室参加者数）	ものづくり・サイエンス教室参加者数	535人	442人	449人
	青森市子ども会育成振興事業（補助金）	補助金交付団体数	1団体	1団体	1団体
	青森市子ども会議運営事業	子ども会議委員の運営によるイベント開催回数	3回	4回	4回

取 組	事業名	指 標	実績値		
			H29	H30	R 元
(2) 青少年の自立と社会参加に向けた支援	生涯学習支援事業	青少年教育に関する講座への参加者数	12,164 人	12,579 人	10,622 人
(3) 子どものスポーツ・レクリエーション活動の促進	青森市文化観光振興財団助成事業	スポーツ事業数	15 事業	15 事業	11 事業

第3節 子どもの居場所づくり

【青森市子ども総合プラン第2部第3章5(3)】

《子どもの居場所づくりの推進》

- ◆児童館、学校施設、市民センター、公民館、福祉館、認定こども園・幼稚園・保育所などを効果的に活用し、子どもの居場所づくりを推進します。
- ◆子どもの居場所づくりの推進に当たっては、他市の事例を参考にするとともに、子どもたちが自分の手で居場所をつくりあげていくことも視野に入れながら、子どもにとって居心地のいい居場所のあり方について検討します。
- ◆中心市街地における商業関係者や民間企業などとの連携を図り、中心商店街における子育て親子が気軽に集い、交流できる場として設置したつどいの広場「さんぽぽ」を活用し、中・高校生とのふれあいの体験の機会を設け、異世代との多様な交流を通し、子どもの自主的・主体的な活動を展開していきます。

《子どもの遊び場としての活用》

- ◆あおもり親子はぐくみプラザ、地域子育て支援センター、つどいの広場「さんぽぽ」は、子育て中の親子が自由に集い、利用者同士で子育て相談などの情報交換を楽しむ場であるとともに、子どもの遊び場としての機能も有していることから、引き続き周知に努め、利用を促進します。
- ◆市民センター、公民館、児童館・福祉館などの公共施設や民間商業施設にある遊び場などに関する情報をわかりやすく提供します。
- ◆市全域が特別豪雪地帯に指定されている本市にとって、雪は貴重な地域資源であることから、冬を楽しむイベントの開催やウィンタースポーツの活性化を推進するほか、冬期間に子どもたちが安全に遊ぶことができる環境について検討します。

《放課後子ども総合プランの推進》

- ◆すべての児童の放課後などにおける安全・安心な居場所を確保するため、「放課後子ども総合プラン」に基づき、小学校の余裕教室などを有効活用し、設置を希望するすべての小学校区への「放課後児童会」と「放課後子ども教室」の整備を目指します。
- ◆同プランの実施に当たっては、市長部局と教育委員会が相互に連携し、学習や様々な体験・交流活動、スポーツ・文化活動などの機会を提供するとともに、利用者のニーズに応じた開設時間や活動内容の充実、効果的な情報発信などに取り組みます。

【関連する子どもの権利】

安心して生きる権利（条例第6条）

- 命が守られ、平和で安全な環境のもとで暮らすこと

自分らしく生きる権利（条例第7条）

- 自分にとって必要な情報や知識を得ること
- 安心して過ごすことができる時間や居場所を持つこと

豊かで健やかに育つ権利（条例第8条）

- 遊ぶこと
- 学ぶこと
- 芸術やスポーツに触れ親しむこと
- 青森の文化、歴史、伝統、自然に触れ親しむこと
- まちがいや失敗をしたとしても、適切な助言や支援を受けることができること

意見を表明し参加する権利（条例第9条）

- 仲間をつくり、集まり、活動すること

《主要事業》

(1) 子どもの居場所づくりの推進

子どもの居場所のあり方の検討

- 児童館、学校施設、市民センター、公民館、福祉館、認定こども園・幼稚園・保育所などを効果的に活用し、子どもの居場所づくりを推進します。
- 子どもの居場所づくりについて、他市の事例を参考にするとともに、子どもたちが自分の手で居場所をつくりあげていくことも視野に入れながら、子どもにとって居心地のいい居場所のあり方について検討します。

つどいの広場活動事業

- 中心市街地における商業関係者や民間企業などとの連携を図り、中心商店街における子育て親子が気軽に集い、交流できる場として設置したつどいの広場「さんぼぼ」を活用し、中・高校生とのふれあいの体験の機会を設け、異世代との多様な交流を通し、子どもの自主的・主体的な活動を展開します。

(2) 子どもの遊び場としての活用

子ども支援センター活動事業

- あおもり親子はぐくみプラザは、子育て中の親子が自由に集い、利用者同士で子育て相談などの情報交換を楽しむ場であるとともに、子どもの遊び場としての機能も有していることから、引き続き周知に努め、利用を促進します。

地域子育て支援センター事業

- 地域子育て支援センターは、子育て中の親子が自由に集い、利用者同士で子育て相談などの情報交換を楽しむ場であるとともに、子どもの遊び場としての機能も有していることから、引き続き周知に努め、利用を促進します。

子どもの遊び場に関する情報提供

- 市民センター、公民館、児童館・福祉館などの公共施設や民間商業施設にある遊び場などに関する情報をわかりやすく提供します。

冬期間の遊び場の検討

- 冬期間に子どもたちが安全に遊ぶことができる環境について検討します。

(3) 放課後子ども総合プランの推進

放課後児童対策事業

- 保護者が就労等により日中家庭にいない、小学校に就学している児童(6年生まで)を対象に、家庭の代わりとなる放課後の居場所を提供し、遊びを主とする集団生活を通じて、児童の健全育成を図ります。

青森市放課後子ども教室推進事業

- 次代を担う人材を育成するため、放課後や学校の休業日において、子どもたちの活動拠点(居場所)を設け、地域住民の参画を得て、学習やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等を行います。

《参考指標》

取組	事業名	指標	実績値		
			H29	H30	R元
(1) 子どもの居場所づくりの推進	つどいの広場活動事業	つどいの広場における小・中学生のふれあい体験参加者数	中学生:7人	0人	0人
(2) 子どもの遊び場としての活用	子ども支援センター活動事業	あおもり親子はぐくみプラザ利用者数	15,746人	13,461人	10,654人
	地域子育て支援センター事業	地域子育て支援センター利用者数	27,221人	21,033人	15,334人
(3) 放課後子ども総合プランの推進	放課後児童対策事業	放課後児童会を設置した小学校区数	37小学校区	37小学校区	37小学校区
	青森市放課後子ども教室推進事業	放課後子ども教室を設置した小学校区数	45小学校区	45小学校区	45小学校区

第4節 子どもの自主的な活動の促進

【青森市子ども総合プラン第2部第3章5(4)】

《子ども自身によるネットワークづくり》

- ◆子ども自身が自らのことを考え、自ら自立・交流・創造の機会を創出できるよう、子ども自身によるネットワークづくりについて検討します。
- ◆子ども会や各種少年団、ボーイスカウトなどの子どもが参加する団体への支援を図ります。

《子どもの活動に対する支援》

- ◆子どもを対象とした相談専門機関の周知を図るとともに、年齢の近い高校生・大学生などを含む地域の人材を活用した、子ども自身への相談体制を検討します。
- ◆子ども自身や子どもの活動を支援する指導者、ボランティアの育成、確保に努めます。

《高校生の活動機会の促進》

- ◆「青森市子ども会議」の活動における高校生委員の自主性やリーダーシップをさらに高めるとともに、「青森市子ども会議」以外の高校生の自主的な活動の促進について検討します。

【関連する子どもの権利】

自分らしく生きる権利（条例第7条）

- 自分の個性や他人との違いが認められ、一人の人間として尊重されること
- 自分自身の夢や希望を持ち、可能性に挑戦すること
- 自分が思ったことや感じたことを表現すること
- 自分にとって必要な情報や知識を得ること
- 自分にとって大事なことを年齢や成長に応じて、適切な助言や支援を受け、自分で決めること

豊かで健やかに育つ権利（条例第8条）

- まちがいや失敗をしたとしても、適切な助言や支援を受けることができること

意見を表明し参加する権利（条例第9条）

- 家庭、育ち学ぶ施設、地域などで、自分の意見を表明すること
- 仲間をつくり、集まり、活動すること

《主要事業》

（1）子ども自身によるネットワークづくり

子ども自身によるネットワークづくりの検討

- 子ども自身が自らのことを考え、自ら自立・交流・創造の機会を創出できるよう、子ども自身によるネットワークづくりについて検討します。

青森市子ども会育成振興事業（補助金）（再掲）

- 青森市内子ども会相互の連絡提携と、健全なる子ども会の育成を図るために活動している青森市子ども会育成連絡協議会の活動を支援するため、補助金を交付します。

青森市文化観光振興財団助成事業（再掲）

- カブ・バンビ卓球大会、小・中学校カーリング大会、社会体育施設運営管理、合浦海水浴場運営管理、スポーツ少年団本部活動事業、スポ・レクニュース発行事業、氷上スポーツ・レクリエーション祭開催事業、歩くスキーの集い開催事業、学校スポーツ応援事業など、一般財団法人青森市文化観光振興財団が実施する各種スポーツ事業の事業費等を助成します。

（２）子どもの活動に対する支援

青森市子どもの権利擁護委員運営事業

- 子どもを対象とした相談専門機関の周知を図るとともに、年齢の近い高校生・大学生などを含む地域の人材を活用した、子ども自身への相談体制を検討します。

青森市放課後子ども教室推進事業（再掲）

- 放課後子ども教室等に活動プログラムの企画等を行うコーディネーターと、活動プログラムを実施する教育活動推進員を育成します。

スポーツ推進委員設置事業

- スポーツ推進のための事業の実施にかかる連絡調整並びに、地域、職域等においてスポーツに関する指導、助言を行うスポーツ推進委員を設置し、スポーツの振興・普及を図ります。

(3) 高校生の活動機会の促進

青森市子ども会議運営事業（再掲）

- 「青森市子ども会議」の活動における高校生委員の自主性やリーダーシップをさらに高めるとともに、「青森市子ども会議」以外の高校生の自主的な活動の促進について検討します。

《参考指標》

取組	事業名	指標	実績値		
			H29	H30	R元
(1) 子ども自身によるネットワークづくり	青森市子ども会育成振興事業（補助金）（再掲）	補助金交付団体数（再掲）	1 団体	1 団体	1 団体
	青森市文化観光振興財団助成事業（再掲）	スポーツ少年団登録団員数	1,642 人	1,468 人	1,375 人
(2) 子どもの活動に対する支援	青森市子どもの権利擁護委員運営事業	子どもからの相談件数	425 件	128 件	276 件
	青森市放課後子ども教室推進事業（再掲）	地域の協力者（コーディネーター等）数	240 人	231 人	231 人
	スポーツ推進委員設置事業	スポーツ推進委員活動回数	1,642 回	1,737 回	1,118 回
(3) 高校生の活動機会の促進	青森市子ども会議運営事業（再掲）	高校生の子ども会議委員の数	6 人	15 人	14 人

第5節 子どもの読書活動の推進

【青森市子ども総合プラン第2部第3章5(5)】

《家庭や地域などにおける子どもの読書活動の推進》

- ◆家庭・地域においては、児童館や放課後児童会、市民センターなどの子どもにとって身近な場所において、おはなし会や読み聞かせなどを実施します。
また、地域のかたがたとの協力や読書活動ボランティアとの連携による読書機会の充実を図るとともに、市民図書館の特別貸出や移動図書館の定期的な巡回により読書活動を支援します。
- ◆4 か月児健康診査やマタニティセミナーにおける絵本の読み聞かせやおもろ親子はぐくみプラザにおける「おはなし広場」、地域子育て支援センターにおける読み聞かせなどを通じ、家庭において親子が本に触れる機会を提供します。
- ◆学校においては、「全校一斉読書」、「学校図書館読書感想文コンクール」などを通じて学校生活の中で本に親しむ機会を提供するとともに、これら学校での読書活動について、移動図書館訪問や図書館司書の派遣、さらには、読書活動ボランティアとの連携による支援を図ります。
また、特別支援学校への訪問おはなし会などを実施するとともに、認定こども園・幼稚園・保育所などに対し、情報提供・働きかけなどを行います。
- ◆市民図書館においては、乳幼児から中・高校生までの子どもの年齢層に応じた読書への誘い・きっかけづくりを行うとともに、障がい者用資料充実のための関係機関などとの連携を図ります。

《子どもの読書活動を進めるための読書環境の整備・充実》

- ◆家庭・地域においては、ブックリストや児童ライブラリーの広報紙などを通じて家庭における読書活動の重要性を啓発するほか、おもろ親子はぐくみプラザなどでの絵本に触れる環境づくりや市民センターなどへの定期的な図書館司書の派遣により環境整備を行います。
また、市民図書館の貸出文庫や移動図書館訪問による読書環境の充実支援のほか、地域での読書活動を支えるための市民センターなどと学校、読書活動ボランティアとの連携を図ります。
- ◆学校においては、学校図書館の蔵書の整備・充実を図るとともに、蔵書情報のデータベース化と情報共有を進めるほか、読書活動ボランティアや図書館司書の協力のものと、学校図書館の充実を図ります。
また、認定こども園・幼稚園・保育所などについては、市民図書館の貸出文庫や特別貸出による支援とともに、読み聞かせ講習会などの研修機会を提供します。
- ◆市民図書館においては、乳幼児や小学生向けの児童書及び中・高校生向けのヤングアダルト資料の整備・充実を図り、子どもの読書を後押しする空間づくりを行うほか、デジ書等の整備など障がいのある子どもへの支援の充実を図るとともに、専門職員（司書）の充実と職員のスキルアップに取り組みます。

《子どもの読書活動を進めるための連携・交流と広報活動の推進》

- ◆学校、公共図書館、地域を結ぶ読書懇話会の開催などネットワークづくりを行うほか、読書活動を支えるボランティアの育成・支援を行うとともに、関係機関との連携・協力に向けたコーディネートを行います。
また、「子ども読書の日」など各種記念行事を通じた啓発や児童ライブラリーの広報紙、市民図書館ホームページなどを用いた読書活動に関する情報発信を行うとともに、対象年齢に応じた各種ブックリストによる図書の紹介を行います。

【関連する子どもの権利】

自分らしく生きる権利（条例第7条）

- 自分にとって必要な情報や知識を得ること

豊かで健やかに育つ権利（条例第8条）

- 学ぶこと
- 芸術やスポーツに触れ親しむこと
- 青森の文化、歴史、伝統、自然に触れ親しむこと

《主要事業》

（1）家庭や地域などにおける子どもの読書活動の推進

児童館児童活動事業

- 児童館において、おはなし会や読み聞かせを実施します。

放課後児童対策事業（再掲）

- 放課後児童会において、おはなし会や読み聞かせを実施します。

心はぐくむブックスタート事業

- 育児の孤立化を防ぎ安心して育児ができるよう、乳児期から絵本を通じて親子の絆を深めこころの健康づくりを図るため、読み聞かせ協力者による絵本の読み聞かせや保育士によるふれあい遊び、母子のグループミーティングなどを行います。

子ども支援センター活動事業（再掲）

- 「おはなし広場」や読み聞かせなどを通じ、家庭で親子が本にふれる機会を提供します。

(2) 子どもの読書活動を進めるための読書環境の整備・充実

館外貸出運営事業

- 市内 11 か所の市民センター及び浪岡中央公民館配本所への配本、貸出文庫及び図書館を直接利用しにくい小学校への配本、また、これらの施設から離れている地域への移動図書館の巡回により、市民図書館を核とした地域における図書館サービスの充実を図ります。

読書活動推進事業

- 市民センター及び小学校への司書の派遣を実施し、読書団体・学校・ボランティアとの連携・協力を図るなど、子どもの読書活動に重点を置きながら、地域における読書活動を推進します。

図書資料整備事業

- 市民の多様なニーズに対応しつつ、個人や地域の課題解決に役立ち、郷土への愛着を深めることにつながるよう、図書館資料を充実させます。
- 収集した資料の活用を拡大するため、展示等を工夫し読書活動を推進する事業の充実を図ります。

(3) 子どもの読書活動を進めるための連携・交流と広報活動の推進

読書活動推進事業 (再掲)

- 市民センター及び小学校への司書の派遣を実施し、読書団体・学校・ボランティアとの連携・協力を図るなど、子どもの読書活動に重点を置きながら、地域における読書活動を推進します。

図書資料整備事業 (再掲)

- 市民の多様なニーズに対応しつつ、個人や地域の課題解決に役立ち、郷土への愛着を深めることにつながるよう、図書館資料を充実させます。
- 収集した資料の活用を拡大するため、展示等を工夫し読書活動を推進する事業の充実を図ります。

《参考指標》

取 組	事業名	指 標	実績値		
			H29	H30	R 元
(1) 家庭や地域などにおける子どもの読書活動の推進	児童館児童活動事業	ボランティアによる読み聞かせ会の実施回数	12 回	12 回	12 回
	放課後児童対策事業（再掲）	おはなし会・読み聞かせ実施回数	52 回	52 回	51 回
	心はぐくむブックスタート事業	心はぐくむブックスタート事業参加者数	1,803 組	1,708 組	1,613 組
	子ども支援センター活動事業（再掲）	おはなし広場参加者数	311 人	253 人	238 人
(2) 子どもの読書活動を進めるための読書環境の整備・充実 (3) 子どもの読書活動を進めるための連携・交流と広報活動の推進	館外貸出運営事業	館外サービスによる図書等の貸出冊数	362,424 冊	346,598 冊	335,610 冊
	読書活動推進事業	おはなし・読み聞かせ実施回数（地域）	124 回	126 回	64 回
	図書資料整備事業	蔵書数	1,019,060 冊	1,033,820 冊	1,045,419 冊

第6節 子どもの意見表明・参加の促進

【青森市子ども総合プラン第2部第1章2(1)】

《子どもに関わる施策の推進への子ども自身の参加》

- ◆子どもに関わる施策の推進に直接子ども自身が参加できるように、本市の附属機関である「青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会」をはじめ、本市の附属機関などと連携し、子どもに関する施策を審議する際に、「青森市子ども会議」の参加を促すなど、活動の場を増やします。
- ◆「青森市子ども会議」の活動に当たっては、子どもたちの自主性をより尊重した活動を展開していきます。
また、「青森市子ども会議」の自主的な活動を支援するため、子どもの主体的な力を引き出すことができるよう、相談や助言ができる若い世代を中心とした「子どもサポーター」の育成に努めます。

《子どもの意見表明・参加の機会の充実》

- ◆「青森市子ども会議」や児童館で行われている「子どもさみっと」など、地域などにおいて行われている子どもたちの意見表明の場に関する情報を集約するとともに広く情報発信し、子どもの参加の機会の充実に努めます。
- ◆子どもが利用する施設の運営や子ども会、地域の行事、ボランティア活動など、多様な場で子どもたちが意見表明・参加できるように支援していきます。
- ◆学校においては、子どもの発達段階に応じて特別活動、特に、児童会・生徒会活動、学級活動などを活用して子どもの意見表明能力、コミュニケーション能力の向上を図ります。

【関連する子どもの権利】

自分らしく生きる権利（条例第7条）

- 自分が思ったことや感じたことを表現すること
- 自分にとって大事なことを年齢や成長に応じて、適切な助言や支援を受け、自分で決めること

意見を表明し参加する権利（条例第9条）

- 家庭、育ち学ぶ施設、地域などで、自分の意見を表明すること
- 自分にとって重要な決定が行われる場合は、自分の意見を主張できること
- 自分の表明した意見に対し、適切に配慮されること
- 仲間をつくり、集まり、活動すること

《主要事業》

(1) 子どもに関わる施策の推進への子ども自身の参加

青森市子ども会議運営事業（再掲）

- 青森市子どもの権利条例の規定に基づき、市政等について、子どもが意見を表明し参加する場として青森市子ども会議を設置し運営します。
- 子どもに関わる施策の推進に直接子ども自身が参加できるよう、本市の附属機関である「青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会」をはじめ、本市の附属機関などと連携し、子どもに関する施策を審議する際に、「青森市子ども会議」の参加を促すなど、活動の場を増やします。
- 「青森市子ども会議」の自主的な活動を支援するため、子どもの主体的な力を引き出すことができるよう、相談や助言ができる若い世代を中心とした「子どもサポーター」の育成に努めます。

(2) 子どもの意見表明・参加の機会の充実

青森市子どもの権利普及啓発事業（再掲）

- 「青森市子ども会議」や児童館で行われている「子どもさみっと」など、地域などにおいて行われている子どもたちの意見表明の場に関する情報を集約するとともに広く情報発信し、子どもの参加の機会の充実に努めます。
- 子どもが利用する施設の運営や子ども会、地域の行事、ボランティア活動など、多様な場で子どもたちが意見表明・参加できるよう支援します。

学校における子どもの意見表明能力等の向上

- 学校において、子どもの発達段階に応じて特別活動、特に、児童会・生徒会活動、学級活動などを活用して子どもの意見表明能力、コミュニケーション能力の向上を図ります。

新たな意見表明・コミュニケーションの場の検討

- 子どもの意見表明・参加の促進に当たっては、ICTなど新たなツールを活用した意見表明やコミュニケーションの場について検討します。

《参考指標》

取組	事業名	指標	実績値		
			H29	H30	R元
(1) 子どもに関わる施策の推進への子ども自身の参加	青森市子ども会議運営事業（再掲）	子どもに関わる施策の推進への子ども会議の参加回数	1回	1回	1回
(2) 子どもの意見表明・参加の機会の充実	青森市子どもの権利普及啓発事業（再掲）	子どもの意見表明の場に関して発信した情報の数	1件	1件	1件

第3章

保護者への支援

施策の方向

(保護者への支援)

第12条 市は、保護者が安心して子育てができるよう支援に努めなければなりません。

第1節 乳幼児期の教育・保育の充実

【青森市子ども総合プラン第2部第2章2(1)(2)(3)】

《乳幼児期の教育・保育の充実》

- ◆「青森市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、認定こども園・幼稚園・保育所などにおける教育・保育や延長保育事業、一時預かり事業、病児一時保育事業、ファミリー・サポート・センター事業などの地域子ども・子育て支援事業について、利用希望の量の見込みに応じた提供体制を確保するとともに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施します。

《待機児童の発生防止》

- ◆待機児童が発生しないよう、「青森市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、教育・保育の量の見込みに対応した提供体制を確保します。
- ◆このため、国が待機児童の解消に向けて策定した「待機児童解消加速化プラン」や「子育て安心プラン」に続く、「新子育て安心プラン」による支援を活用しながら、乳幼児期の教育・保育施設の整備を進めます。

《乳幼児期の教育・保育の質的向上》

- ◆保護者が安心して認定こども園・幼稚園・保育所などに子どもを預けることができる環境づくりを推進するため、保育教諭・幼稚園教諭・保育士などの配置状況や保育状況、給食状況、安全管理などを定期的に点検するなど、認定こども園・幼稚園・保育所などの適正な管理に努めます。
- ◆行政と認定こども園・幼稚園・保育所などとの意見交換の機会や認定こども園・幼稚園・保育所などによる交流機会の充実を図るほか、認定こども園・幼稚園・保育所などに対し、公正中立な第三者機関による専門的評価の実施を促進するなど、教育・保育の質の向上を図ります。
- ◆保育教諭・幼稚園教諭・保育士などを対象とした研修を実施するとともに、より多くの保育教諭・幼稚園教諭・保育士などが参加できるよう研修内容の充実や開催時間などの工夫を図ります。

【関連する子どもの権利】

安心して生きる権利（条例第6条）

- 命が守られ、平和で安全な環境のもとで暮らすこと
- 愛情をもって育まれること
- 食事、医療、休息が保障され、健康的な生活を送ること

(1) 乳幼児期の教育・保育の充実

一時預かり事業

- 育児疲れ、急病、短時間勤務など一時的な保育に対する需要に対応するため認定こども園・保育所等が自主的に一時的な保育に取り組む場合、また幼稚園・認定こども園が幼稚園在園児を対象に行う幼稚園型一時預かり事業に取り組む場合に補助金を交付します。

延長保育促進事業

- 延長保育に対する需要に対応するため、保育所等が自主的に延長保育に取り組む場合に補助金を交付します。

病児一時保育事業

- 保護者が就労している等の理由により、児童が病気の際に自宅での保育が困難な場合において、病気の児童を一時的に保育することで、児童の福祉向上と保護者の子育てと就労の両立を支援します。

ファミリー・サポート・センター事業

- 育児に関する援助を受けたい人と援助を行いたい人を組織化し、会員同士が相互援助活動を行うことにより、保護者の子育てと就労の両方を支援します。

認可外保育施設助成事業（補助金）

- 保護者の多様な保育ニーズに対応するため、認可外保育施設設置者に対し補助金を交付します。

(2) 待機児童の発生防止

児童福祉施設整備費補助金交付事務（補助金）

- 乳幼児期の教育・保育施設の整備を促進するため、本市が必要と認める児童福祉施設（保育所等）の整備にかかる経費の一部について補助金を交付します。

(3) 乳幼児期の教育・保育の質的向上

産休等代替職員任用事業

- 保育所等の職員が出産または傷病のため長期間にわたって継続する休暇を要する場合に、職員の母体の保護または専心療養の保障を図るとともに、保育所等における教育・保育の質の維持を図るため、その職員の職務を代替する職員を臨時的に雇用する保育所等に対し補助金を交付します。

幼稚園教諭免許状取得支援事業

- 子ども・子育て支援新制度の開始に伴い幼保連携型認定こども園で働く「保育教諭」の確保を図るため、幼保連携型認定こども園に対し、幼保連携型認定こども園に勤務し、保育士資格を有しているが幼稚園教諭免許状を有していない者が幼稚園教諭免許状を取得する際に、幼稚園教諭免許状を取得するために必要な受講料、資格取得職員の代替職員の雇上費の一部について補助金を交付します。

保育士資格取得支援事業

- 子ども・子育て支援新制度の開始に伴い幼保連携型認定こども園で働く「保育教諭」の確保を図るため、幼保連携型認定こども園に対し、幼保連携型認定こども園に勤務し、幼稚園教諭免許状を有しているが保育士資格を有していない者が保育士資格を取得する際に、保育士資格を取得するために必要な受講料、資格取得職員の代替職員の雇上費の一部について補助金を交付します。

民間託児施設実地調査事業

- 児童福祉法の規定に基づき、児童の安全確保、処遇及び保育の質の維持・向上のため、民間託児施設（認可外保育施設等）に対し運営状況を報告させ、実地調査・指導を行います。

子ども支援センター活動事業（再掲）

- 子育てに関する相談や情報提供、青森市子育てひろばの開催など、子育て家庭に対する育児支援の充実とともに、認定こども園、幼稚園、保育所などを対象とした研修会開催など、乳幼児期の教育・保育の質の維持・向上を図ります。
- 認定こども園・幼稚園・保育所などに対し、公正中立な第三者機関による専門的評価の実施を促進するなど、教育・保育の質の向上を図ります。

私立幼稚園研究支援事業（補助金）

- 市内私立幼稚園が加入している「青森市私立幼稚園協会」が行う、教職員研修会等の幼児教育研究事業に対する経費の一部を助成します。

《参考指標》

取組	事業名	指標	実績値		
			H29	H30	R元
(1) 乳幼児期の教育・保育の充実	一時預かり事業	一時預かり事業実施箇所数	76箇所	89箇所	91箇所
	延長保育促進事業	延長保育実施箇所数	96箇所	99箇所	105箇所
	病児一時保育事業	病児一時保育実施箇所数	4箇所	4箇所	4箇所
	ファミリー・サポート・センター事業	相互援助活動件数	3,072件	2,747件	2,726件
	認可外保育施設助成事業（補助金）	認可外保育施設数	17箇所	18箇所	18箇所
(2) 待機児童の発生防止	児童福祉施設整備費補助金交付事務（補助金）	補助金交付施設数	4箇所	3箇所	1箇所
(3) 乳幼児期の教育・保育の質的向上	産休等代替職員任用事業	補助対象日数	935日	1,398日	819日
	幼稚園教諭免許状取得支援事業	補助件数	2件	1件	6件
	保育士資格取得支援事業	補助件数	0件	0件	0件
	民間託児施設実地調査事業	立入調査・指導件数	21件	19件	24件
	子ども支援センター活動事業（再掲）	教育・保育施設職員研修参加者数	439人	436人	417人
	私立幼稚園研究支援事業（補助金）	私立幼稚園協会主催研修会等開催回数	14回	14回	12回

第 2 節 子育ての経済的負担の軽減

【青森市子ども総合プラン第 2 部第 2 章 2(4)】

《子育ての経済的負担の軽減》

- ◆子育ての経済的負担を軽減するため、認定こども園・幼稚園・保育所などの保育料軽減対策を継続するほか、国の制度に基づく各種手当などを適切に支給します。
- ◆低所得で生活が困難な保護者に対し、保育料以外に支払う日用品や文房具などの購入に要する費用や行事に参加する費用などの軽減を図ります。

【関連する子どもの権利】

安心して生きる権利（条例第 6 条）

- 命が守られ、平和で安全な環境のもとで暮らすこと
- 愛情をもって育まれること
- 食事、医療、休息が保障され、健康的な生活を送ること

《主要事業》

（1）子育ての経済的負担の軽減

保育料軽減事業

- 国が定める教育・保育施設等の徴収金(保育料)基準額をそのまま本市の保育料として設定した場合、保護者の負担が非常に大きくなるため、子育て支援の一環として、保育料の負担軽減を行います。

児童手当支給事業

- 国の制度に基づき、児童手当を適切に支給します。

市営バス子ども無料乗車事業

- 小学生以下の児童が市営バスを利用する際に、本市が乗車料金相当額を負担することで、保護者の経済的な負担の軽減を図ります。

子ども医療費助成事業

- 長引く少子化傾向の中、次代を担う子どもたちを安心して生み育てられる環境づくりのため、子どもを持つ保護者が経済的に安心して子どもを医療機関等に受診させることができるよう、中学校 3 年生までの子どもにかかる通院及び入院時の医療費自己負担分を助成します。

実費徴収額補足給付事業（補助金）

- 子ども・子育て支援法に規定する支給認定保護者のうち、低所得で生計が困難である者の子どもが、特定教育・保育等の提供を受けた場合について、その保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用や行事への参加に要する費用等の一部を補助します。

《参考指標》

取 組	事業名	指 標	実績値		
			H29	H30	R 元
(1) 子育ての経済的負担の軽減	保育料軽減事業	軽減対象者数（保育料0円を除く）	87,598 人	86,839 人	59,533 人
	児童手当支給事業	児童手当延べ支給件数	54,080 件	52,547 件	50,719 件
	市営バス子ども無料乗車事業	小学生以下児童の市営バス年間推計利用者数	74,639 人	69,135 人	56,213 人
	子ども医療費助成事業	子ども医療費助成受給者数	27,949 人	27,160 人	26,501 人
	実費徴収額補足給付事業（補助金）	補助金申請者数	4 人	5 人	11 人

第3節 地域全体で子育てを支える環境づくり

【青森市子ども総合プラン第2部第2章3(1)(2)】

《子育て支援のネットワークづくり》

- ◆子育て家庭が不安や悩み、孤立感を抱えることがないように、すべての子育て家庭を支えるため、あおもり親子はぐくみプラザと地域子育て支援センターが中心となり、認定こども園・幼稚園・保育所などとの地域のネットワークの構築を進め、地域全体で子育てを支援します。
- ◆地域のネットワークの構築を進めるため、子育て情報も含めた地域福祉に関わる情報について、地区社会福祉協議会ごとにまとめた「地区カルテ」を作成し、子育て応援隊や小・中学校、PTA、町（内）会や民生委員・児童委員、主任児童委員など地域関係者と課題や地域資源などを共有するとともに、各地区での支援につなげていきます。
- ◆地域住民が自分の活動できる分野ごとに地域福祉を支えるサポーターとして登録し、地域福祉関係者の要請に応じて支援を実施する「地域福祉サポーター制度」を創設し、地域の子育てをボランティアとして支える「子育て応援隊」についても本制度に位置付け、子育てサークルや団体との連携を積極的に進めるなど活動内容の充実を図ります。

《子育て親子の相談、交流の場の提供》

- ◆子育てに対する不安や悩みを軽減するため、あおもり親子はぐくみプラザや地域子育て支援センターなどにおける各種講座の開催内容や提供する子育て情報のほか、子育てに関する相談体制の充実を図ります。
- ◆就学前の親子を対象に親子のふれあいの場を提供する「子育てひろば」について、その内容の充実を図るとともに、より身近な地域での開催の促進を図ります。
- ◆保護者が自信と喜びを感じながら、ゆとりを持って子育てができるよう、あおもり親子はぐくみプラザ、地域子育て支援センター、つどいの広場「さんぽぽ」をはじめ、地域における「子育てひろば」や認定こども園・幼稚園・保育所などを活用し、子育て中の親同士の交流や学びあいの場を提供するなど、親としての成長を支援します。

《情報提供の充実》

- ◆保護者が子育て支援サービスに関する情報を必要な時に気軽に入手できるよう、インターネット環境による情報提供の充実について検討します。

《相談者の希望に沿った支援》

- ◆子育て家庭が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、子育てに関する相談、情報提供、訪問による支援などを行うとともに、日常的に地域の様々な関係機関とネットワークを構築し、個別事例に対応した問題解決のためのケース会議を開催するなど、相談者の希望に沿った支援を実施します。

【関連する子どもの権利】

安心して生きる権利（条例第6条）

- 命が守られ、平和で安全な環境のもとで暮らすこと
- 愛情をもって育まれること

《主要事業》

(1) 子育て支援のネットワークづくり

子ども支援センター活動事業（再掲）

- 子育て家庭が不安や悩み、孤立感を抱えることがないように、すべての子育て家庭を支えるため、あおもり親子はぐくみプラザと地域子育て支援センターが中心となり、認定こども園・幼稚園・保育所などとの地域のネットワークの構築を進め、地域全体で子育てを支援します。

地域子育て支援センター事業（再掲）

- 子育て家庭が不安や悩み、孤立感を抱えることがないように、すべての子育て家庭を支えるため、あおもり親子はぐくみプラザと地域子育て支援センターが中心となり、認定こども園・幼稚園・保育所などとの地域のネットワークの構築を進め、地域全体で子育てを支援します。

地域福祉計画推進事業（再掲）

- 地域福祉を今後より一層推進するため、「青森市地域福祉計画」に基づき、①地域共助ネットワークの構築、②地区カルテの整備、③ボランティアポイント制度・地域福祉サポーター登録制度の創設、④地域支え合い推進員の設置、⑤ボランティアセンターの運営強化の重点事業を実施します。

(2) 子育て親子の相談、交流の場の提供

子ども支援センター活動事業（再掲）

- 子育てに関する相談や情報提供、青森市子育てひろばの開催など、子育て家庭に対する育児支援の充実とともに、認定こども園、幼稚園、保育所などを対象とした研修会開催など、乳幼児期の教育・保育の質の維持・向上を図ります。

地域子育て支援センター事業（再掲）

- 家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大に対応するため、子育てに関する相談や情報提供などの子育て家庭に対する育児支援を行い、さらなる子育て支援の充実を図ります。

つどいの広場活動事業（再掲）

- 子育てに不安や悩みを抱える親などが気軽に集い、親子同士の交流により子育てへの負担感や育児不安の解消を図るとともに、子育て講座などを開催し、次世代の育成支援に努めます。

（３）情報提供の充実

子育てに関する情報提供の充実の検討

- 保護者が子育て支援サービスに関する情報を必要な時に気軽に入手できるよう、インターネット環境による情報提供の充実について検討します。

（４）相談者の希望に沿った支援

利用者支援事業

- 子育て家庭が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、子育てに関する相談、情報提供、訪問による支援などを行うとともに、日常的に地域の様々な関係機関とネットワークを構築し、個別事例に対応した問題解決のためのケース会議を開催するなど、相談者の希望に沿った支援を実施します。

《参考指標》

取 組	事業名	指 標	実績値		
			H29	H30	R 元
(1) 子育て支援のネットワークづくり	子ども支援センター活動事業（再掲）	あおもり親子はぐくみプラザ相談件数	995 件	804 件	684 件
	地域子育て支援センター事業（再掲）	地域子育て支援センター相談件数（6箇所分）	2,815 件	2,991 件	2,936 件
	地域福祉計画推進事業（再掲）	地域福祉サポーター登録数	2,124 人	2,421 人	2,271 人
(2) 子育て親子の相談、交流の場の提供	子ども支援センター活動事業（再掲）	あおもり親子はぐくみプラザ相談件数（再掲）	995 件	804 件	684 件
	地域子育て支援センター事業（再掲）	地域子育て支援センター相談件数（6箇所分）（再掲）	2,815 件	2,991 件	2,936 件
	つどいの広場活動事業（再掲）	つどいの広場相談件数	61 件	261 件	261 件
(4) 相談者の希望に沿った支援	利用者支援事業	支援者数	5 人	6 人	6 人

施策の方向

(保護者への支援)

第12条

2 市は、特別に支援が必要な保護者に対しては、それに応じた支援に努めなければなりません。

特に支援が必要な子どもへの支援について条例に定めはありませんが、障がいのある子どもがいる家庭やひとり親世帯等、貧困家庭など特に支援が必要な家庭に対して、子どもと保護者への支援は一体として取り組む必要があることから、本章では子どもへの支援を含めて事業を整理することとします。

第1節 障がいのある子どもなどへの支援の充実

【青森市子ども総合プラン第2部第4章1(1)】

《障がいの早期発見》

◆乳幼児健診や精神発達精密健康診査、保健師による訪問指導などを通じて、障がいの原因となりうる疾病などの予防及び早期治療や障がいの早期発見を推進します。

《各種手当の支給などによる経済的支援》

◆心身障がいのある子どもや難病の子どもへの福祉手当の支給のほか、重度の障がいのある子どもなどに対する各種手当の支給や医療費の助成を引き続き行います。

《情報提供体制の充実》

◆障がいのある子どもやその家族に対する情報提供として、広報あおもりや市ホームページへの掲載、各種福祉制度を紹介したガイドブックなどの作成・配布のほか、広報あおもり・あおもり市議会だよりの点字版の配布や、ガイドブック音声版の音声による情報提供など障がいの特性に配慮した情報提供に努めます。

《療育・教育・相談支援体制の充実》

◆障がいのある子どもや家族が地域で安心して生活できるよう、教育研修センターやあおもり親子はぐくみプラザ、地域子育て支援センター、認定こども園・幼稚園・保育所などにおいて子育て相談を行うほか、児童相談所や発達障害者支援センター、特別支援学校、保健、医療、福祉、教育など関係機関の連携を強化し、障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じた療育体制の充実を図ります。

◆障がいのあるかたやその家族のニーズに応じたきめ細かなサービスを提供することができるよう、相談支援事業所、サービス提供事業所、医療機関などの関係機関と連携し、地域において障がいのあるかたからの相談に対応するなどサービスの向上に努めます。

《ライフステージに応じた切れ目のない支援》

- ◆障がいの早期発見、早期療育を行うとともに、発達障がいや情緒障がいなど障がいのある子どもや家族のニーズを把握し、専門相談機関や学校、施設など、保健、医療、福祉、教育など関係機関の連携のもと、ライフステージに応じた日常生活上の支援、集団生活への適応訓練、保育や教育の実施、放課後などの居場所づくりなど、成長段階に応じた相談・支援により、生涯を通じた切れ目のない総合的なサービスの提供に努めます。
- ◆障がいのある子どもについて、保健、医療、福祉、教育、就労などの関係機関との連携によるライフステージに応じた障がい児相談支援の提供体制の整備・充実に努めます。

《障がい児保育の実施》

- ◆障がい児保育の実施に当たっては、集団保育が可能な障がいのある子どもを対象に、障がいのある子どもの特性などに十分配慮しながら保育を行うとともに、受け入れる認定こども園・幼稚園・保育所などに対する支援を継続します。

《放課後児童会などへの障がいのある子どもの受入れ》

- ◆対象となる子どもの状況やその家族のニーズを見極めながら、放課後児童会、放課後等デイサービス、日中一時支援事業など適切な受入れを行います。

《未熟児や小児慢性特定疾病にり患している子どもへの支援》

- ◆未熟児や小児慢性特定疾病にり患している子どもの健全な育成を支援するため、国と連携しながら経済的負担の軽減を継続するほか、小児慢性特定疾病の治療研究を推進し、医療の確立と普及を図ります。

【関連する子どもの権利】

安心して生きる権利（条例第6条）

- 命が守られ、平和で安全な環境のもとで暮らすこと
- 愛情をもって育まれること
- 食事、医療、休息が保障され、健康的な生活を送ること
- 性別、国籍、障害などを理由に、いかなる差別も受けないこと

自分らしく生きる権利（条例第7条）

- 自分の個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること
- 安心して過ごすことができる時間や居場所を持つこと

豊かで健やかに育つ権利（条例第8条）

- 遊ぶこと
- 学ぶこと

《主要事業》

（1）障がいの早期発見

4か月・7か月・1歳6か月・3歳児健康診査事業

- 乳幼児の心身の異常や発達の遅れなどの早期発見・早期治療を図るため、医師、保健師、栄養士、歯科衛生士などによる健康診査を実施します。

各種予防接種事業

- 乳幼児への急性灰白髄炎（ポリオ）の感染を予防し、発生及びまん延を防止します。
- 乳児の結核感染及び重症化を予防し、発生及びまん延を防止します。
- 乳幼児の麻疹（はしか）及び風疹（3日はしか）の感染を予防し、発生及びまん延を防止します。
- 児童等の百日せき、ジフテリア、破傷風及びポリオの感染を予防し、発生及びまん延を防止します。
- 幼児・児童の日本脳炎感染を予防し、発生及びまん延を防止します。
- ヒトパピローマウイルス（HPV）の感染による子宮頸がんの発生を防止します。
- 乳幼児の髄膜炎の原因となるウイルス（Hib）等への感染を予防し、発生及びまん延を防止します。
- 乳幼児の髄膜炎の原因となるウイルス（肺炎球菌）等への感染を予防し、発生及びまん延を防止します。
- 乳幼児の水痘（水ぼうそう）の感染を予防し、発生及びまん延を防止します。

（2）各種手当の支給などによる経済的支援

特別障害者手当等支給事業（障害児福祉手当）

- 20歳未満で精神または身体に障がいがあり日常生活において常時介護を要する身体障害者手帳1級程度及び特別児童扶養手当1級、愛護手帳「A」程度の障がいのうち最重度の在宅の障がいのある子どもに対し、障害児福祉手当を支給します。

障がい者バス料金無料化対策事業

- 障がいのあるかたの生活圏の拡大、社会参加意欲の向上、地域における自立した生活の促進を図るため、バスを無料で利用できる「福祉乗車証」を交付します。

重度心身障がい者移動支援（タクシー券等）対策事業

- 外出困難な重度の障がい者に対し、生活行動範囲の拡大や社会参加の促進を図るため、タクシー(または移送サービス)の利用にかかる費用の一部助成、または自家用車への給油にかかる費用の一部を助成します。

移送サービス事業

- 身体障がいのあるかたや難病にり患しているかた等で日常の外出において車椅子を使用しているかたを対象に、車椅子リフト付車両を運行し、障がいのあるかたの社会参加の促進を図ります。

特別児童扶養手当受付等事務

- 心身に重度または中度の障がいがある 20 歳未満の児童を養育している父または母、または父母に代わり児童を養育しているかたに対し、特別児童扶養手当を支給するため、本市が認定請求及び各種届出を受付し、確認・審査した後、支給機関である県へ進達します。

重度心身障害者医療費助成事業

- 重度心身障がい者の医療費にかかる経済的負担を軽減し、適正な受診の向上を図るため、重度心身障がい者にかかる医療費の助成を行います。

(3) 情報提供体制の充実

視覚障害者広報事業

- 視覚障がい者等に対し、市政に関する情報等を点字版やカセットテープ版・CD版で送付します。

議会広報事業

- 点字版市議会だよりを発行します。
- テープ版・CD版市議会だよりを発行します。

視覚障害者福祉対策ガイドブック音声版製作事業

- 障がい者手帳所持者に対し、福祉施策の周知を図るため『ガイドブック』を配付していますが、ガイドブックの記載内容をカセットテープ及びCDに録音し、視覚障がい者に配付、貸し出します。

視覚障害者福祉対策点字シール作製事業

- 本市から視覚障がい者に対し発送する封筒等に点字シール（課名、内線番号）を作成し貼付することにより行政連絡を確実にし、周知を図ります。

（４）療育・教育・相談支援体制の充実

障害児等療育支援事業

- 障がいのある子ども等が、地域で安心して暮らしていけるよう、本人や家族へ専門的な相談・支援（訪問・外来）を行い地域生活の充実を図ります。

療育相談事業

- 身体等に障がいのある児童及び機能障がいを生ずるおそれのある児童に対して、医師による診察・相談、保健師・栄養士による専門相談を行い、異常の早期発見、適切な専門医療機関・専門療育機関の紹介、必要な情報の提供等により、不安の軽減を図り、児童の健全な育成に寄与します。

養育支援事業

- 子どもの成長に不安や悩み、ストレスを感じている家庭に対し、家庭訪問による育児支援を行ったり、発達に心配のある児童を有する保育所に対しては、巡回指導を実施し、保育士及び支援専門員等による指導、助言を行いながら、当該家庭の適切な養育実施を確保します。

- あおもり親子はぐくみプラザやつどいの広場における子育て相談体制の実施により、子育てに対する不安や悩みの軽減を図りながら、発達障がいの早期発見、早期療育を図ります。

利用者支援事業（再掲）

- 子育て家庭が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、子育て等に関する相談、情報収集・提供、訪問による支援を行い、継続的に支援する「利用者支援」と、関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行う「地域連携」を一体的に実施します。

計画相談支援事業

- 障がいのあるかたが適切な障害福祉サービス等を利用するため、指定特定相談支援事業者が「サービス等利用計画」の作成や定期的なモニタリング等を実施します。

地域相談支援事業

- 施設入所者や精神科病院に入院している障がい者が、地域に移行するための便宜供与及び地域に定着することにより、安心して自立した生活を送れることになることにつながることから、住居の確保や地域移行のサービス事業者等への同行支援など行う地域移行支援サービス及び地域への定着後における緊急訪問などを行う地域定着支援サービスを利用した場合に介護給付費を支給します。

障害者相談支援事業

- 障がい者が地域で自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう障がい者等の相談に応じ、障害福祉サービスの利用支援や必要な情報提供、助言等を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行います。

身体障害者・知的障害者相談員設置事業

- 身体障害者相談員、知的障害者相談員を設置し、相談員に寄せられる相談内容や相談件数を取りまとめることにより、障がいのあるかたが抱える問題や悩みなど、本市における障がいのあるかたを取り巻く現状を把握してより良い福祉施策の展開に反映します。

障害児相談支援事業

- 障がいのある児童が適切な障害児通所支援を利用できるよう、指定障害児相談支援事業者が「障害児支援利用計画」の作成や定期的なモニタリング等を実施します。

(5) ライフステージに応じた切れ目のない支援

4か月・7か月・1歳6か月・3歳児健康診査事業（再掲）

- 乳幼児の心身の異常や発達の遅れなどの早期発見・早期治療を図るため、医師、保健師、栄養士、歯科衛生士などによる健康診査を実施します。

各種予防接種事業（再掲）

- 乳幼児への急性灰白髄炎（ポリオ）の感染を予防し、発生及びまん延を防止します。
- 乳児の結核感染及び重症化を予防し、発生及びまん延を防止します。
- 乳幼児の麻疹（はしか）及び風疹（3日はしか）の感染を予防し、発生及びまん延を防止します。
- 児童等の百日せき、ジフテリア、破傷風及びポリオの感染を予防し、発生及びまん延を防止します。
- 幼児・児童の日本脳炎感染を予防し、発生及びまん延を防止します。
- ヒトパピローマウイルス（HPV）の感染による子宮頸がんの発生を防止します。

- 乳幼児の髄膜炎の原因となるウイルス（H i b）等への感染を予防し、発生及びまん延を防止します。
- 乳幼児の髄膜炎の原因となるウイルス（肺炎球菌）等への感染を予防し、発生及びまん延を防止します。
- 乳幼児の水痘（水ぼうそう）の感染を予防し、発生及びまん延を防止します。

障害児等療育支援事業（再掲）

- 障がいのある子ども等が、地域で安心して暮らしていけるよう、本人や家族へ専門的な相談・支援（訪問・外来）を行い地域生活の充実を図ります。

療育相談事業（再掲）

- 身体等に障がいのある児童及び機能障がいを生ずるおそれのある児童に対して、医師による診察・相談、保健師・栄養士による専門相談を行い、異常の早期発見、適切な専門医療機関・専門療育機関の紹介、必要な情報の提供等により、不安の軽減を図り、児童の健全な育成に寄与します。

養育支援事業（再掲）

- 子どもの成長に不安や悩み、ストレスを感じている家庭に対し、家庭訪問による育児支援を行ったり、発達に心配のある児童を有する保育所に対しては、巡回指導を実施し、保育士及び支援専門員等による指導、助言を行いながら、当該家庭の適切な養育実施を確保します。
- あおもり親子はぐくみプラザやつどいの広場における子育て相談の実施により、子育てに対する不安や悩みの軽減を図りながら、発達障がいの早期発見、早期療育を図ります。

利用者支援事業（再掲）

- 子育て家庭が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、子育て等に関する相談、情報収集・提供、訪問による支援を行い、継続的に支援する「利用者支援」と、関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行う「地域連携」を一体的に実施します。

計画相談支援事業（再掲）

- 障がいのあるかたが適切な障害福祉サービス等を利用するため、指定特定相談支援事業者が「サービス等利用計画」の作成や定期的なモニタリング等を実施します。

地域相談支援事業（再掲）

- 施設入所者や精神科病院に入院している障がい者が、地域に移行するための便宜供与及び地域に定着することにより、安心して自立した生活を送れることになることにつながることから、住居の確保や地域移行のサービス事業者等への同行支援など行う地域移行支援サービス及び地域への定着後における緊急訪問などを行う地域定着支援サービスを利用した場合に介護給付費を支給します。

障害者相談支援事業（再掲）

- 障がい者が地域で自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう障がい者等の相談に応じ、障害福祉サービスの利用支援や必要な情報提供、助言等を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行います。

身体障害者・知的障害者相談員設置事業（再掲）

- 身体障害者相談員、知的障害者相談員を設置し、相談員に寄せられる相談内容や相談件数を取りまとめることにより、障がいのあるかたが抱える問題や悩みなど、本市における障がいのあるかたを取り巻く現状を把握してより良い福祉施策の展開に反映します。

障害児相談支援事業（再掲）

- 障がいのある児童が適切な障害児通所支援を利用できるよう、指定障害児相談支援事業者が「障害児支援利用計画」の作成や定期的なモニタリング等を実施します。

(6) 障がい児保育の実施

障がい児保育事業

- 保育所等に入所している中程度の障がいのある子どもの特性等を考慮した保育等を行うため、受入体制の整備にかかる経費の助成を行います。
- 障がいのある子ども(障がい児保育及びふれあい保育事業対象児童)を4人以上受け入れている保育所等に対して補助を行うことで、障がい児保育の推進を図ります。

ふれあい保育事業

- 保育所等に入所している軽度の障がいのある子どもの特性等を考慮した保育等を行うため、受入体制の整備にかかる経費の助成を行います。

(7) 放課後児童会などへの障がいのある子どもの受入れ

障害児通所支援事業

- 児童発達支援：就学していない障がいのある子どもに対して、児童発達支援センター等の施設で、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
- 医療型児童発達支援：上肢、下肢または体幹の機能に障がいのある子どもや重度の肢体不自由と知的障がいのある子どもに対して、医療型児童発達支援センター等の施設で、児童発達支援及び治療等を行います。
- 放課後等デイサービス：就学している障がいのある子どもに対して、授業の終了後または休業日に放課後等デイサービス等の施設で、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進や活動場所の提供等を行います。
- 保育所等訪問支援：保育所その他の子どもが集団生活を営む施設等に通う障がいのある子どもに対して、その施設を訪問し、その施設における障がいのある子ども以外の子どもとの集団生活への適応のための専門的な支援や施設への指導等を行います。
- 居宅訪問型児童発達支援：重度の障がいのある子どもであって児童発達支援等の児童通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がいのある子どもに対して、居宅を訪問して児童発達支援を行います。

日中一時支援事業

- 障がいのあるかたや難病にり患しているかた等に対して、一時的な活動の場を提供することで、介護者の就労支援及び介護負担の軽減を図ります。

短期入所事業

- 障がいのあるかたや難病にり患しているかた等に対して、家族が疾病等により一時的に本人の介護ができない時、短期間入所する場を提供し、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

放課後児童対策事業（再掲）

- 集団活動が可能な障がいのある子どもについて、放課後児童会で受け入れます。

（8）未熟児や小児慢性特定疾病にり患している子どもへの支援

小児慢性特定疾病児手帳交付事業

- 小児慢性特定疾病児童は、治療や症状が特殊であることと、長期にわたることにより日常生活において支障をきたしやすく、かつ急変時には医療機関等での適切な対応が受けられる環境づくりが必要であることから、受診環境の向上のため、個別の症状等を記載した手帳を交付します。

小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業

- 小児慢性特定疾病にり患している子どもで、在宅生活に著しく障がいのある子どもに対し、日常生活用具（便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車いす、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベスト、紫外線カットクリーム、ネブライザー（吸入器）、パルスオキシメーター、ストーマ装具（畜便袋、畜尿袋）、人工鼻）の給付を行います。

小児慢性特定疾病医療費支給事業

- 小児慢性特定疾病審査会による審査を経て、本事業の対象者と認定された子どもが、指定小児慢性特定疾病医療機関において治療を受けた場合、その治療に要した医療費の自己負担分の一部を助成します。

未熟児養育医療給付事業

- 本事業の対象として決定を受けた未熟児が、指定医療機関において治療を受けた場合、その治療に要した医療費の自己負担分の一部を助成します。

《参考指標》

取組	事業名	指標	実績値		
			H29	H30	R元
(1) 障がいの早期発見 (5) ライフステージに応じた切れ目のない支援	4か月児健康診査事業	4か月児健康診査受診率	96.8%	93.5%	99.0%
	7か月児健康診査事業	7か月児健康診査受診率	99.2%	98.1%	99.3%
	1歳6か月児健康診査事業	1歳6か月児健康診査受診率	98.3%	99.6%	98.8%
	3歳児健康診査事業	3歳児健康診査受診率	97.5%	99.0%	97.9%
	ポリオ予防接種事業	ポリオ予防接種者数	132人※	37人※	3人※
	結核予防接種事業	結核予防接種者数	1,786人	1,759人	1,622人
	麻しん・風しん予防接種事業	麻しん・風しん予防接種者数	3,841人	3,704人	3,566人
二・三・四種混合予防接種事業	二・三・四種混合予防接種者数	二種混合 1,666人 三種混合 0人※ 四種混合 7,372人	二種混合 1,754人 三種混合 0人※ 四種混合 7,064人	二種混合 1,646人 三種混合 0人※ 四種混合 6,629人	

※国の制度改正により、平成24年11月から三種混合ワクチンに不活化ポリオワクチンを加えた四種混合ワクチンが実施されたことに伴い、ポリオ及び三種混合ワクチンの接種者が減少しています。

取組	事業名	指標	実績値		
			H29	H30	R元
(1) 障がいの早期発見 (5) ライフステージに応じた切れ目のない支援	日本脳炎予防接種事業	日本脳炎予防接種者数	8,056人	9,856人	9,048人
	ヒトパピローマウイルス感染症予防接種事業	ヒトパピローマウイルス感染症予防接種者数	5人	5人	18人
	ヒブ感染症予防接種事業	ヒブ感染症予防接種者数	7,226人	6,981人	6,496人
	小児用肺炎球菌感染症予防接種事業	小児用肺炎球菌感染症予防接種者数	7,223人	6,996人	6,578人
	水痘予防接種事業	水痘予防接種者数	3,443人	3,315人	3,203人
(2) 各種手当の支給などによる経済的支援	特別障害者手当等支給事業(障害児福祉手当)	障害児福祉手当給付者数(延べ)	2,796人	2,825人	2,734人
	障がい者バス料金無料化対策事業	福祉乗車証新規交付者数	651人	782人	726人
	重度心身障がい者移動支援(タクシー券等)対策事業	福祉タクシー・移送サービス利用券交付者数	1,957人	1,879人	1,823人
	移送サービス事業	移送サービス運行回数	547回	568回	424回
	特別児童扶養手当受付等事務	特別児童扶養手当支給対象者数	698人	746人	844人
	重度心身障害者医療費助成事業	重度心身障害者医療費助成受給者数	3,454人	3,363人	3,322人
(3) 情報提供体制の充実	視覚障害者広報事業	点字広報発行回数	12回	12回	12回
	議会広報事業	点字版市議会だより発行部数	249部	238部	240部
	視覚障害者福祉対策ガイドブック音声版製作事業	ガイドブック音声版支給本数	107本	97本	86本
	視覚障害者福祉対策点字シール作製事業	点字シール作成枚数	1,910枚	1,535枚	2,550枚
(4) 療育・教育・相談支援体制の充実 (5) ライフステージに応じた切れ目のない支援	障害児等療育支援事業	療育支援事業による相談・支援件数	370件	316件	348件
	療育相談事業	療育相談実施回数	6回	6回	5回
	養育支援事業	育児支援家庭訪問件数	226件	252件	206件

取組	事業名	指標	実績値		
			H29	H30	R元
(4) 療育・教育・相談支援体制の充実 (5) ライフステージに応じた切れ目のない支援	利用者支援事業(再掲)	支援者数(再掲)	5人	6人	6人
	計画相談支援事業	サービス等利用計画作成者数	1,922人	2,032人	2,111人
	地域相談支援事業	地域移行支援利用者及び地域定着支援利用者の合計人数	29人	30人	24人
	障害者相談支援事業	障害者相談支援事業所相談件数(年間延べ相談件数)	20,903件	20,816件	19,649件
	身体障害者・知的障害者相談員設置事業	身体障害者・知的障害者相談件数	233件	188件	243件
	障害児相談支援事業	障害児支援利用計画作成者数	641人	726人	1,206人
(6) 障がい児保育の実施	障がい児保育事業	障がい児保育対象児童数	17人	28人	32人
	ふれあい保育事業	ふれあい保育対象児童数	23人	21人	36人
(7) 放課後児童会などへの障がいのある子どもの受入れ	障害児通所支援事業	障害児通所支援延べ利用者数	7,570人	8,637人	9,542人
	日中一時支援事業	日中一時支援延べ利用回数	10,420回	10,868回	9,505回
	短期入所事業	短期入所延べ利用日数	5,154日	5,053日	4,787日
	放課後児童対策事業(再掲)	障がい児の受入を実施した放課後児童会数	36箇所	32箇所	42箇所
(8) 未熟児や小児慢性特定疾病に患している子どもへの支援	小児慢性特定疾病児手帳交付事業	小児慢性特定疾病児手帳交付人数	166人	143人	184人
	小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業	日常生活用具支給者数	1人	2人	1人
	小児慢性特定疾病医療費支給事業	医療費支給者数	312人	326人	325人
	未熟児養育医療給付事業	養育医療申請延べ人数	62人	77人	40人

第 2 節 ひとり親家庭などへの支援の充実

【青森市子ども総合プラン第 2 部第 4 章 2(1)(2)】

《情報提供・相談体制の強化》

- ◆ひとり親家庭などの自立に向けて、就業や子育て、養育費など幅広い分野にわたる相談に適切に対応できるよう体制を充実させるとともに、関係機関、関係団体などと連携して様々な支援事業の情報を的確に周知するなど、支援事業の利用促進を図ります。
- ◆ひとり親家庭の相談に応じ、自立に向けた情報提供などを行う「母子・父子自立支援員」のスキルアップを図るとともに、支援内容の充実を図ります。

《就業支援の充実》

- ◆ひとり親家庭などが経済的に自立した生活を送ることができるよう、正規雇用や所得向上などにつながる資格や技術の習得のための講習会の実施など、関係機関、関係団体などと連携し、就業支援を行います。
- ◆ひとり親家庭などの自立と生活の安定・向上を図るため、就職や転職に向けた可能性を広げることができるよう、ひとり親家庭などの親と子どもの学び直しを支援します。

《経済的支援の推進》

- ◆ひとり親家庭などの生活の安定と自立の促進のため、引き続き児童扶養手当の支給や福祉資金貸付を実施し、経済的支援を行います。
- ◆家庭の経済状況に関わらず、学ぶ意欲と能力のあるすべての子どもが、能力・可能性を最大限伸ばして、それぞれの夢に挑戦できるよう、学習の支援だけでなく、日常的な生活の支援や、仲間との出会いや活動ができる居場所づくりなどにつながる支援を行います。

《すみれ寮における支援の充実》

- ◆母子生活支援施設「すみれ寮」の入所者に対する自立促進のため、指定管理者との連携を密にし、入所者が相談しやすい環境を整備するなど、支援の充実を図ります。
- ◆県女性相談所と連携し、必要に応じてDV被害者及びその子どもを一時保護します。

【関連する子どもの権利】

安心して生きる権利（条例第 6 条）

- 命が守られ、平和で安全な環境のもとで暮らすこと
- 愛情をもって育まれること
- 食事、医療、休息が保障され、健康的な生活を送ること
- いじめ、虐待、体罰その他身体的、精神的暴力と有害な環境から守られること

豊かで健やかに育つ権利（条例第 8 条）

- 学ぶこと

《主要事業》

(1) 情報提供・相談体制の強化

ひとり親家庭等自立支援対策事業

- ひとり親家庭等のかたが抱えている様々な悩みなどに対応するため、ひとり親家庭等就業・自立支援センターに母子・父子自立支援員を配置し、自立に向けた生活全般や就職等に関する相談、情報提供を行います。

(2) 就業支援の充実

ひとり親家庭等日常生活支援事業

- ひとり親家庭等のかたが、修学や疾病などにより、一時的に家事援助や保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣します。

ひとり親家庭等就業自立支援事業

- ひとり親家庭の母、父や寡婦に対し、就業に関する各種相談や自立支援プログラムの作成を行い、ハローワークと連携をとりながら、就業の促進を図ります。
- ひとり親家庭の母、父や寡婦を対象に、就業につながる可能性の高い資格及び技術を習得するための講習会を開催するほか、他機関が開催するセミナーや起業相談等の情報提供を行います。
- 講習会の修了者等の求職活動を支援するため、ひとり親家庭の母、父や寡婦の希望する雇用条件を登録し、ハローワークと連携して求人情報を提供します。
- 母子・父子自立支援員による生活相談や弁護士による子どもの養育等に関する法律相談等を実施します。
- ひとり親家庭の母、父の職業能力開発を支援するため、雇用保険法に定める教育訓練給付金の受給資格を有していないかたを対象に、指定教育講座を修了した場合に経費の一部を支給します。

- ひとり親家庭の母、父の経済的自立に有効な一定の資格取得を促進するため、修業期間中に高等職業訓練促進給付金、修了後に高等職業訓練修了支援給付金を支給し、修業中における生活の不安解消を図ります。
- ひとり親家庭の親や子どもの学び直しを支援するため、高等学校卒業程度認定試験講座の受講費用の一部を支給し、より良い条件での就職や転職につなげます。

(3) 経済的支援の推進

母子福祉資金貸付事業

- 母子家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している子どもの福祉を増進するため、各種資金の貸付を行います。

父子福祉資金貸付事業

- 父子家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している子どもの福祉を増進するため、各種資金の貸付を行います。

寡婦福祉資金貸付事業

- 寡婦のかた等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、各種資金の貸付を行います。

児童扶養手当支給事業

- 父親または母親と生計を同じくしていない子どもを育成する家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童福祉の増進を図るために児童扶養手当を支給します。

ひとり親家庭等医療費助成事業

- ひとり親家庭等は経済的な自立が困難なケースが多いことから、経済的に安心して医療機関等を受診できるよう、ひとり親家庭等の父・母及び子どもにかかる医療費の助成を行います。

(4) すみれ寮における支援の充実

すみれ寮入所事務

- 配偶者のない女子、またはこれに準ずる事情のある女子及びその者の監護すべき子どもを入所させて保護するとともに、個々の家庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活、子どもの教育などについて相談・助言を行うなどの支援を行い自立を促進します。

《参考指標》

取組	事業名	指標	実績値		
			H29	H30	R元
(1) 情報提供・相談体制の強化	ひとり親家庭等自立支援対策事業	母子・父子自立支援員による相談件数	2,189件	2,155件	1,646件
(2) 就業支援の充実	ひとり親家庭等日常生活支援事業	家庭生活支援員派遣回数	14回	30回	105回
	ひとり親家庭等就業自立支援事業	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業利用者数	0人	0人	0人
(3) 経済的支援の推進	母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業	母子・父子・寡婦福祉資金貸付件数	母子：54件 父子：5件 寡婦：0件	母子：57件 父子：5件 寡婦：0件	母子：61件 父子：8件 寡婦：1件
	児童扶養手当支給事業	児童扶養手当延べ支給件数	10,694件	10,250件	16,090件
	ひとり親家庭等医療費助成事業	医療費助成受給者数	9,347人	9,011人	8,668人
(4) すみれ寮における支援の充実	すみれ寮入所事務	入所相談件数	37件	41件	28件

第3節 子どもの貧困対策の推進

【青森市子ども総合プラン第2部第4章4(1)】

《教育の支援》

- ◆家庭の経済状況に関わらず、学ぶ意欲と能力のあるすべての子どもが、能力・可能性を最大限伸ばして、それぞれの夢に挑戦できるよう、学習の支援だけでなく、日常的な生活支援や、仲間との出会いや活動ができる居場所づくりなどにつながる支援を行います。
- ◆経済的・地理的に課題を抱えている子どもに対する支援のため、引き続き、就学援助制度による学用品費などの支給や遠距離通学の児童生徒に対するスクールバスの運行などに取り組みます。
- ◆経済的な理由により進学が困難な者に対する就学機会の充実のため、様々な奨学金の受給を支援します。
- ◆保護者負担の軽減のため、引き続き、教科用副読本の無償給与をはじめ、特別支援教育就学奨励費の支給や校外学習に係る保護者の負担軽減に取り組みます。

《生活の安定に資するための支援》

- ◆子どもを持ち複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談などの支援を行います
- ◆専門的・継続的な生活指導などの支援を必要としている母子家庭の母などに対し、母子生活支援施設「すみれ寮」を活用しながら生活を支援します。
- ◆母子生活支援施設「すみれ寮」の入所者に対する自立促進のため、指定管理者との連携を密にし、入所者が相談しやすい環境を整備するなど、支援の充実を図ります。

《保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援》

- ◆ひとり親家庭が経済的に自立した生活を送ることができるよう、正規雇用や所得向上などにつながる資格や技術の習得のための講習会の実施など、関係機関、関係団体などと連携し、就業支援を行います。
- ◆ひとり親家庭の自立と生活の安定・向上を図るため、就職や転職に向けた可能性を広げることができるよう、ひとり親家庭の親の学び直しを支援します。
- ◆「青森市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、認定こども園・幼稚園・保育所などにおける教育・保育や延長保育事業、一時預かり事業、病児一時保育事業、ファミリー・サポート・センター事業などの地域子ども・子育て支援事業について、利用希望の量の見込みに応じた提供体制を確保するとともに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施します。

《経済的支援》

- ◆児童扶養手当の支給や母子父子福祉資金の貸付をはじめ、就学援助や各種奨学金制度の利用を促進するなど、引き続き経済的な支援を行います。
- ◆子育ての経済的負担を軽減するため、認定こども園・幼稚園・保育所などの保育料軽減対策を継続するほか、国の制度に基づく各種手当などを適切に支給します。
- ◆低所得で生活が困難な保護者に対し、保育料以外に支払う日用品や文房具などの購入に要する費用や行事に参加する費用などの軽減を図ります。

【関連する子どもの権利】

安心して生きる権利（条例第6条）

- 愛情をもって育まれること
- 食事、医療、休息が保障され、健康的な生活を送ること

自分らしく生きる権利（条例第7条）

- 自分自身の夢や希望を持ち、可能性に挑戦すること
- 自分にとって大事なことを年齢や成長に応じて、適切な助言や支援を受け、自分で決めること
- 安心して過ごすことができる時間や居場所を持つこと

豊かで健やかに育つ権利（条例第8条）

- 学ぶこと

《主要事業》

(1) 教育の支援

子どもの居場所づくり・学習応援事業

- 家庭の経済状況に関わらず、学ぶ意欲と能力のあるすべての子どもが、能力・可能性を最大限伸ばして、それぞれの夢に挑戦できるよう、単に学習の支援のみならず、日常的な生活支援、仲間との出会いや活動ができる居場所づくりにつながるような支援を行います。

就学援助事業

- 経済的理由により就学ができない児童生徒が出ないように、要保護に準ずる程度の経済的困窮にあると認められる児童生徒の保護者に対して、就学に必要な経費の一部を援助します。

(2) 生活の安定に資するための支援

生活困窮者自立支援事業

- 「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活保護には至っていない生活困窮者に対する第2のセーフティネットを拡充するため包括的な支援体系を創設し、生活保護に至る前段階においての自立支援策の強化を図るため、自立のための相談支援及び離職等により住宅を喪失している者（そのおそれのある者）に対し給付金を支給するなどの支援を行います。

すみれ寮入所事務（再掲）

- 配偶者のない女子、またはこれに準ずる事情のある女子及びその者の監護すべき子どもを入所させて保護するとともに、個々の家庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活、子どもの教育などについて相談・助言を行うなどの支援を行い自立を促進します。

(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

ひとり親家庭等就業自立支援事業 (再掲)

- ひとり親家庭の母や父に対し、就業に関する各種相談や自立支援プログラムの作成を行い、ハローワークと連携をとりながら、就業の促進を図ります。
- ひとり親家庭の母や父を対象に、就業につながる可能性の高い資格及び技術を習得するための講習会を開催するほか、他機関が開催するセミナーや起業相談等の情報提供を行います。
- 講習会の修了者等の求職活動を支援するため、ひとり親家庭の母や父の希望する雇用条件を登録し、ハローワークと連携して求人情報を提供します。
- 母子・父子自立支援員による生活相談や弁護士による子どもの養育等に関する法律相談等を実施します。
- ひとり親家庭の母、父の職業能力開発を支援するため、雇用保険法に定める教育訓練給付金の受給資格を有していないかたを対象に、指定教育講座を修了した場合に経費の一部を支給します。
- ひとり親家庭の母、父の経済的自立に有効な一定の資格取得を促進するため、修業期間中に高等職業訓練促進給付金、修了後に高等職業訓練修了支援給付金を支給し、修業中における生活の不安解消を図ります。
- ひとり親家庭の親の学び直しを支援するため、高等学校卒業程度認定試験講座の受講費用の一部を支給し、より良い条件での就職や転職につなげます。

延長保育促進事業 (再掲)

- 延長保育に対する需要に対応するため、保育所等が自主的に延長保育に取り組む場合に補助金を交付します。

一時預かり事業（再掲）

- 育児疲れ、急病、短時間勤務など一時的な保育に対する需要に対応するため認定こども園・保育所等が自主的に一時的な保育に取り組む場合、また幼稚園・認定こども園が幼稚園在園児を対象に行う幼稚園型一時預かり事業に取り組む場合に補助金を交付します。

病児一時保育事業（再掲）

- 保護者が就労している等の理由により、児童が病気の際に自宅での保育が困難な場合において、病気の児童を一時的に保育することで、児童の福祉向上と保護者の子育てと就労の両立を支援します。

ファミリー・サポート・センター事業（再掲）

- 育児に関する援助を受けたい人と援助を行いたい人を組織化し、会員同士が相互援助活動を行うことにより、保護者の子育てと就労の両方を支援します。

（４）経済的支援

就学援助事業（再掲）

- 経済的理由により就学ができない児童生徒が出ないように、要保護に準ずる程度の経済的困窮にあると認められる児童生徒の保護者に対して、就学に必要な経費の一部を援助します。

児童扶養手当支給事業（再掲）

- 父親または母親と生計を同じくしていない子どもを育成する家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童福祉の増進を図るために児童扶養手当を支給します。

母子福祉資金貸付事業（再掲）

- 母子家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している子どもの福祉を増進するため、各種資金の貸付を行います。

父子福祉資金貸付事業（再掲）

●父子家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している子どもの福祉を増進するため、各種資金の貸付を行います。

寡婦福祉資金貸付事業（再掲）

●寡婦のかた等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、各種資金の貸付を行います。

保育料軽減事業（再掲）

●国が定める教育・保育施設等の徴収金(保育料)基準額をそのまま本市の保育料として設定した場合、保護者の負担が非常に大きくなるため、子育て支援の一環として、保育料の負担軽減を行います。

児童手当支給事業（再掲）

●国の制度に基づき、児童手当を適切に支給します。

実費徴収額補足給付事業（補助金）（再掲）

●子ども・子育て支援法に規定する支給認定保護者のうち、低所得で生計が困難である者の子どもが、特定教育・保育等の提供を受けた場合について、その保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用や行事への参加に要する費用等の一部を補助します。

《参考指標》

取組	事業名	指標	実績値		
			H29	H30	R元
(1) 教育の支援	子どもの居場所づくり・学習応援事業	学習支援参加者数	23人	21人	26人
	就学援助事業	就学援助認定児童生徒数	4,651人	4,109人	3,677人
(2) 生活の安定に資するための支援	生活困窮者自立支援事業	自立相談支援件数	453件	569件	548件
	すみれ寮入所事務(再掲)	入所状況	29人	42人	26人
(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	ひとり親家庭等就業自立支援事業(再掲)	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業利用者数(再掲)	0人	0人	0人
	延長保育促進事業(再掲)	延長保育実施箇所数(再掲)	96箇所	99箇所	105箇所
	一時預かり事業(再掲)	一時預かり事業実施箇所数(再掲)	76箇所	89箇所	91箇所
	病児一時保育事業(再掲)	病児一時保育実施箇所数(再掲)	4箇所	4箇所	4箇所
	ファミリー・サポート・センター事業(再掲)	相互援助活動件数(再掲)	3,072件	2,747件	2,726件
(4) 経済的支援	就学援助事業(再掲)	就学援助認定児童生徒数(再掲)	4,651人	4,109人	3,677人
	児童扶養手当支給事業(再掲)	児童扶養手当延べ支給件数(再掲)	10,694件	10,250件	16,090件
	母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業(再掲)	母子・父子・寡婦福祉資金貸付件数(再掲)	母子：54件 父子：5件 寡婦：0件	母子：57件 父子：5件 寡婦：0件	母子：61件 父子：8件 寡婦：1件
	保育料軽減事業(再掲)	軽減対象者数(保育料0円を除く)(再掲)	87,598人	86,839人	59,533人
	児童手当支給事業(再掲)	児童手当延べ支給件数(再掲)	54,080件	52,547件	50,719件
	実費徴収額補足給付事業(補助金)(再掲)	補助金申請者数(再掲)	4人	5人	11人

第4節 様々な環境にある子どもや家庭への支援

【青森市子ども総合プラン第2部第4章5(1)】

《社会的養護を必要とする子どもへの支援》

- ◆県が実施する社会的養護により育った子どもの地域生活を支援する体制整備に協力するとともに、里親制度の周知や理解促進を図ります。

《性的マイノリティへの配慮》

- ◆性的マイノリティについて相談に応じるとともに、人権の尊重と多様性について市民の理解を促進します。

《その他様々な事情により育児が困難な保護者とその子どもへの支援》

- ◆アルコールやギャンブル、薬物への依存、また様々な疾病などにより育児が困難な保護者とその子どもについて、関係機関との連携により個別の事情に応じた支援を図ります。

《子ども・若者の社会的自立の促進》

- ◆ひきこもりなど困難を有する子ども・若者の育成支援の充実に図るため、教育、福祉、保健、医療、雇用などさまざまな分野の機関で構成する「青森市子ども・若者支援地域協議会」や青森県が設置した「ひきこもり地域支援センター」などと連携を図るとともに、相談会や講演会の開催など、ひきこもり当事者やその家族への支援と理解を深めるための取組を実施します。

【関連する子どもの権利】

安心して生きる権利（条例第6条）

- 命が守られ、平和で安全な環境のもとで暮らすこと
- 愛情をもって育まれること
- 食事、医療、休息が保障され、健康的な生活を送ること
- 性別、国籍、障害などを理由に、いかなる差別も受けないこと
- 困っているときや不安に思っているときには、相談し、支援を受けることができること

自分らしく生きる権利（条例第7条）

- 自分の個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること
- 安心して過ごすことができる時間や居場所を持つこと

豊かで健やかに育つ権利（条例第8条）

- 学ぶこと

(1) 社会的養護を必要とする子どもへの支援

里親制度の理解促進

- 県が実施する社会的養護により育った子どもの地域生活を支援する体制整備に協力するとともに、里親制度の周知や理解促進を図ります。

(2) 性的マイノリティへの配慮

男女共同参画プラザパートナーシップ促進事業

- 性的マイノリティについての理解が十分でないため、性的マイノリティのかたがたに対し、人権尊重と多様性の観点から配慮する必要があることから、性的マイノリティについての相談に応じるとともに、市民の理解を促進します。

青森市子どもの権利擁護委員運営事業（再掲）

- 子どもの権利の侵害に対応するため、「青森市子どもの権利擁護委員」を設置し、子どもの権利侵害について、子どもやその関係者から相談や救済の申し立てを受け、その救済と権利の回復のために必要な調査、助言、支援などを行い、これらの調査などの結果を踏まえた是正措置や制度改善の勧告や要請などを行います。

(3) その他様々な事情により育児が困難な保護者とその子どもへの支援

要保護児童対策地域協議会運営事業

- アルコールやギャンブル、薬物への依存、また様々な疾病などにより育児が困難な保護者とその子どもについて、関係機関との連携により個別の事情に応じた支援を図ります。

(4) 子ども・若者の社会的自立の促進

子ども・若者育成支援事業

- ひきこもりなど困難を有する子ども・若者の育成支援の充実を図るため、教育、福祉、保健、医療、雇用などさまざまな分野の機関で構成する「青森市子ども・若者支援地域協議会」や青森県が設置を進めている「ひきこもり地域支援センター」などと連携を図るとともに、相談会や講演会の開催など、ひきこもり当事者やその家族への支援と理解を深めるための取組を実施します。

《参考指標》

取組	事業名	指標	実績値		
			H29	H30	R元
(2) 性的マイノリティへの配慮	男女共同参画ブラザパートナーシップ促進事業	性的マイノリティにじいる電話相談における相談件数	267件	295件	365件
	青森市子どもの権利擁護委員運営事業(再掲)	性的マイノリティに関する相談件数	0件	0件	0件
(3) その他様々な事情により育児が困難な保護者とその子どもへの支援	要保護児童対策地域協議会運営事業	個別ケース検討会議開催回数	11回	15回	20回
(4) 子ども・若者の社会的自立の促進	子ども・若者育成支援事業	子ども・若者支援相談会開催回数	4回	4回	3回

施策の方向

(子どもの命と安全を守る取組)

第13条 市は、いじめ、虐待、体罰その他身体的、精神的暴力の防止と早期発見に努めるとともに、それら子どもの権利の侵害からの救済に必要な取組を実施するものとし、

2 市は、子どもが薬物、犯罪などの被害を受けないように、必要な取組を実施するものとし、

第1節 権利侵害からの救済

【青森市子ども総合プラン第2部第1章3(1)】

《青森市子どもの権利相談センターの普及啓発》

- ◆子どもの権利侵害を未然に防止するため、子どもたちの悩みや困っていることなどについて気軽に相談できるよう、「青森市子どもの権利相談センター」の普及啓発を図ります。
- ◆普及啓発に当たっては、リーフレットや携帯カードなどを含む広報媒体の活用のほか、子どもたちにとって「青森市子どもの権利相談センター」がより身近に感じられるよう、「青森市子どもの権利擁護委員」や「調査相談専門員」による、子ども関連施設の巡回訪問などを実施します。

《相談・支援体制の充実》

- ◆相談に対しては、相談者の気持ちに寄り添い、希望に沿った解決法をともに考え、可能な限り相談者が自ら問題の解決に当たることができるよう支援します。
- ◆問題解決に当たっては、子どもの状況に応じて、学校や教育委員会、子どもに関する他の相談窓口など各種関係機関と相互に協力・連携し、迅速かつ適切に対応します。
- ◆相談者が自ら問題の解決に当たることが困難な場合や権利侵害に対して「救済の申し立て」があった場合など、必要に応じて事実関係の調査、関係者間の調整、関係機関への勧告や要請といった、迅速かつ適切な救済を図ります。
- ◆相談方法については、来窓による面談、電話、ファックス、メール、手紙がありますが、その他の方法についても検討するなど、より相談しやすい環境づくりに努めます。

【関連する子どもの権利】

安心して生きる権利（条例第6条）

- 命が守られ、平和で安全な環境のもとで暮らすこと
- 愛情をもって育まれること
- 食事、医療、休息が保障され、健康的な生活を送ること
- いじめ、虐待、体罰その他身体的、精神的暴力と有害な環境から守られること
- 性別、国籍、障害などを理由に、いかなる差別も受けないこと
- 困っているときや不安に思っているときには、相談し、支援を受けることができること

自分らしく生きる権利（条例第7条）

- 自分の個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること
- 自分自身の夢や希望を持ち、可能性に挑戦すること
- プライバシーや自らの名誉が守られること
- 自分が思ったことや感じたことを表現すること
- 自分にとって必要な情報や知識を得ること
- 自分にとって大事なことを年齢や成長に応じて、適切な助言や支援を受け、自分で決めること
- 安心して過ごすことができる時間や居場所を持つこと

豊かで健やかに育つ権利（条例第8条）

- 遊ぶこと
- 学ぶこと
- 芸術やスポーツに触れ親しむこと
- 青森の文化、歴史、伝統、自然に触れ親しむこと
- まちがいや失敗をしたとしても、適切な助言や支援を受けることができること

意見を表明し参加する権利（条例第9条）

- 家庭、育ち学ぶ施設、地域などで、自分の意見を表明すること
- 自分にとって重要な決定が行われる場合は、自分の意見を主張できること
- 自分の表明した意見に対し、適切に配慮されること
- 仲間をつくり、集まり、活動すること

《主要事業》

（1）青森市子どもの権利相談センターの普及啓発

青森市子どもの権利擁護委員運営事業（再掲）

- 子どもの権利侵害を未然に防止するため、子どもたちの悩みや困っていることなどについて気軽に相談できるよう、「青森市子どもの権利相談センター」の普及啓発を図ります。

(2) 相談・支援体制の充実

青森市子どもの権利擁護委員運営事業（再掲）

- 子どもの権利の侵害に対応するため、「青森市子どもの権利擁護委員」を設置し、子どもの権利侵害について、子どもやその関係者から相談や救済の申し立てを受け、その救済と権利の回復のために必要な調査、助言、支援などを行い、これらの調査などの結果を踏まえた是正措置や制度改善の勧告や要請などを行います。

《参考指標》

取組	事業名	指標	実績値		
			H29	H30	R元
(1) 青森市子どもの権利相談センターの普及啓発 (2) 相談・支援体制の充実	青森市子どもの権利擁護委員運営事業（再掲）	延べ相談件数	608件	339件	473件

第2節 いじめ・不登校・暴力行為などの予防・解消

【青森市子ども総合プラン第2部第3章2(2)】

《豊かな心の育成》

- ◆いじめ、不登校、暴力行為などの予防・解消のため、いじめの調査の実施と早期発見・早期対応に向けた取組や不登校児童生徒の解消に向けた取組、体罰の調査と体罰を受けた児童生徒の心のケア、子どもや保護者に対する相談窓口などの周知を実施するほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及びカウンセリングアドバイザーを配置・派遣します。また、JUMPチームなどの特色ある活動に関する情報を提供します。
- ◆子どもの道徳的な心情・判断力・実践意欲・態度の育成と人権に関する意識の醸成のため、道徳的な態度の育成に向けた指導に取り組みます。

【関連する子どもの権利】

安心して生きる権利（条例第6条）

- 命が守られ、平和で安全な環境のもとで暮らすこと
- いじめ、虐待、体罰その他身体的、精神的暴力と有害な環境から守られること
- 性別、国籍、障害などを理由に、いかなる差別も受けないこと
- 困っているときや不安に思っているときには、相談し、支援を受けることができること

自分らしく生きる権利（条例第7条）

- 自分の個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること
- プライバシーや自らの名誉が守られること

豊かで健やかに育つ権利（条例第8条）

- まちがいや失敗をしたとしても、適切な助言や支援を受けることができること

《主要事業》

（1）豊かな心の育成

青森市いじめ防止対策総合推進事業

- 地域巡回指導：教職員、保護者、地域住民が連携した学区及び周辺地域の巡回指導を実施します。
- いじめ防止対策：いじめ防止のため、相談機関の連絡先を記載したカードを作成・配付し、保護者・地域への啓発を行うほか、児童生徒が自らいじめをなくそうとする意識づくりを推進します。

- 青森市いじめ防止対策連絡協議会：本市におけるいじめ防止に係る機
関及び団体との連携を図るため、いじめ防止等に関する取組状況の意見交
換を行います。

教育相談適応指導事業

- 不登校等の問題を抱える保護者、教職員、幼児児童生徒を対象に教育相談
を行うとともに、不登校児童生徒の学校復帰を目的とする集団生活への適
応指導や学習指導、生活体験活動等を行い、学校復帰、社会参加、自立を促
します。

スクールカウンセラー配置事業

- 学校における教育相談体制の充実や教員の資質向上を図るため、臨床心理
に関して高度な専門的知識及び経験を有する者等をスクールカウンセラー
として配置し、児童生徒の問題行動やいじめ、不登校などの諸問題を未然
に防止または解決するための支援並びに教育相談について、教職員及び学
校に対し、適切な指導及び援助を行います。

学校訪問教育指導事業

- 全小・中学校を訪問し、学校運営上及び生徒指導、学習指導上の諸課題の解
決に向け、適切な指導・助言等の支援を行います。

《参考指標》

取 組	事業名	指 標	実績値		
			H29	H30	R 元
(1) 豊かな心 の育成	青森市いじめ防止 対策総合推進事業	いじめ認知件数	小学校 995 件 中学校 385 件	小学校 1,120 件 中学校 351 件	小学校 1,041 件 中学校 405 件
	教育相談適応指 導事業	不登校児童生徒 数	小学生 69 人 中学生 255 人	小学生 91 人 中学生 229 人	小学生 100 人 中学生 207 人
	スクールカウ ンセラー配置事業	スクールカウ ンセラー配置校数	39 校	63 校	64 校
	学校訪問教育指 導事業	生徒指導訪問に おいて、小・中 学校を訪問する 延べ指導主事数	260 人	239 人	235 人

第3節 児童虐待防止に向けた支援の充実

【青森市子ども総合プラン第2部第4章3(1)】

《発生予防》

- ◆子どもの発達や子育ての不安から児童虐待が発生することを防ぐため、あおもり親子はぐくみプラザや地域子育て支援センターなどにおける情報提供、育児・発達・保健相談を充実します。
- ◆また、保健師による、4か月児健康診査をはじめとする各種健康診査におけるきめ細かな保健指導や健康相談、妊産婦・新生児・未熟児・養育支援が必要な乳幼児への家庭訪問などのほか、保育士による、子育てに不安やストレスを抱えている家庭への訪問支援などを実施し、児童虐待の発生予防に努めます。
- ◆さらに、子育て中の親が、自分の住む地域において子育てに関する相談が気軽にできるよう、各地域の身近な相談役である民生委員・児童委員、主任児童委員の周知に努めます。

《早期発見・早期対応、子どもの保護・支援や保護者の支援》

- ◆児童虐待の早期発見・早期対応のため、子どもの発育や養育状況を把握する必要があることから、健康診査未受診児のいる家庭への家庭訪問を引き続き実施します。
- ◆児童虐待に関するあらゆる相談に対し、児童虐待に関する専門的な知識を有する児童虐待相談員による相談対応及び状況確認などを実施します。
- ◆虐待に関する通報や情報提供があった際には、児童相談所と情報を共有するとともに、「青森市要保護児童対策地域協議会」のネットワークを活用し、子どもの安全確認及び情報収集を実施します。
- ◆学校や認定こども園・幼稚園・保育所などの関係機関と情報を共有しながら、地域における見守りなどを行うとともに、保健師や保育士が虐待のケース世帯を定期的に訪問し、世帯の状況把握に努め、育児に関する相談・助言などを実施します。
- ◆立入調査や一時保護、施設入所などの措置が必要な子どもに対し、児童相談所と連携して対応するとともに、施設退所後の安定した生活のための環境整備などの支援（アフターケア）を行います。

【関連する子どもの権利】

安心して生きる権利（条例第6条）

- 命が守られ、平和で安全な環境のもとで暮らすこと
- 愛情をもって育まれること
- 食事、医療、休息が保障され、健康的な生活を送ること
- いじめ、虐待、体罰その他身体的、精神的暴力と有害な環境から守られること
- 困っているときや不安に思っているときには、相談し、支援を受けることができること

《主要事業》

(1) 発生予防

子ども支援センター活動事業 (再掲)

- 子どもの発達や子育ての不安から児童虐待が発生することを防ぐため、子育てに関する相談や情報提供、青森市子育てひろばの開催など、子育て家庭に対する育児支援の充実を図ります。

地域子育て支援センター事業 (再掲)

- 家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大に対応するため、子育てに関する相談や情報提供などの子育て家庭に対する育児支援を行い、さらなる子育て支援の充実を図ります。

4か月・7か月・1歳6か月・3歳児健康診査事業 (再掲)

- 乳幼児の心身の異常や発達の遅れなどの早期発見・早期治療を図るため、医師、保健師、栄養士、歯科衛生士などによる健康診査を実施します。

養育支援事業 (再掲)

- 子どもの成長に不安や悩み、ストレスを感じている家庭に対し、家庭訪問による育児支援を行ったり、発達に心配のある児童を有する保育所に対しては、巡回指導を実施し、保育士及び支援専門員等による指導、助言を行いながら、当該家庭の適切な養育実施を確保します。
- あおもり親子はぐくみプラザやつどいの広場における子育て相談体制の実施により、子育てに対する不安や悩みの軽減を図りながら、発達障がいの早期発見、早期療育を図ります。

利用者支援事業 (再掲)

- 子育て家庭が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、子育て等に関する相談、情報収集・提供、訪問による支援を行い、継続的に支援する「利用者支援」と、関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行う「地域連携」を一体的に実施します。

民生委員・児童委員活動事業

- 民生委員・児童委員活動の活動経費を負担するとともに、活動に必要な知識の習得や資質向上のための研修を実施します。

主任児童委員研修事業

- 児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員の資質を高めるため、児童虐待等の児童福祉分野に特化した研修を実施します。

妊産婦・新生児訪問指導事業

- 児童虐待の早期発見・早期対応のため、子どもの発育や養育状況を把握する必要があることから、健康診査未受診児のいる家庭への家庭訪問を実施します。

要保護児童対策地域協議会運営事業（再掲）

- 「児童福祉法」の規定に基づき、「要保護児童対策地域協議会」を設置・運営することにより、庁内及び関係機関でネットワークを構築し、要保護児童に対する虐待の未然防止及び早期発見・早期対応、適切な支援を行います。

（２）早期発見・早期対応、子どもの保護・支援や保護者の支援

子ども支援センター活動事業（再掲）

- 子どもの発達や子育ての不安から児童虐待が発生することを防ぐため、子育てに関する相談や情報提供、青森市子育てひろばの開催など、子育て家庭に対する育児支援の充実を図ります。

地域子育て支援センター事業（再掲）

- 家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大に対応するため、子育てに関する相談や情報提供などの子育て家庭に対する育児支援を行い、さらなる子育て支援の充実を図ります。

4か月・7か月・1歳6か月・3歳児健康診査事業（再掲）

- 乳幼児の心身の異常や発達の遅れなどの早期発見・早期治療を図るため、医師、保健師、栄養士、歯科衛生士などによる健康診査を実施します。

養育支援事業（再掲）

- 子どもの成長に不安や悩み、ストレスを感じている家庭に対し、家庭訪問による育児支援を行ったり、発達に心配のある児童を有する保育所に対しては、巡回指導を実施し、保育士及び支援専門員等による指導、助言を行いながら、当該家庭の適切な養育実施を確保します。
- あおもり親子はぐくみプラザやつどいの広場における子育て相談体制の実施により、子育てに対する不安や悩みの軽減を図りながら、発達障がい等の早期発見、早期療育を図ります。

利用者支援事業（再掲）

- 子育て家庭が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、子育て等に関する相談、情報収集・提供、訪問による支援を行い、継続的に支援する「利用者支援」と、関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行う「地域連携」を一体的に実施します。

妊産婦・新生児訪問指導事業（再掲）

- 児童虐待の早期発見・早期対応のため、子どもの発育や養育状況を把握する必要があることから、健康診査未受診児のいる家庭への家庭訪問を実施します。

要保護児童対策地域協議会運営事業（再掲）

- 「児童福祉法」の規定に基づき、「要保護児童対策地域協議会」を設置・運営することにより、庁内及び関係機関でネットワークを構築し、要保護児童に対する虐待の未然防止及び早期発見・早期対応、適切な支援を行います。

《参考指標》

取組	事業名	指標	実績値		
			H29	H30	R元
(1) 発生予防 (2) 早期発見・早期対応、子どもの保護・支援や保護者の支援	子ども支援センター活動事業（再掲）	あおもり親子はぐくみプラザ相談件数（再掲）	995件	804件	684件
	地域子育て支援センター事業（再掲）	地域子育て支援センター相談件数（6箇所分）（再掲）	2,815件	2,991件	2,936件
	4か月児健康診査事業（再掲）	4か月児健康診査受診率（再掲）	96.8%	93.5%	99.0%
	7か月児健康診査事業（再掲）	7か月児健康診査受診率（再掲）	99.2%	98.1%	99.3%
	1歳6か月児健康診査事業（再掲）	1歳6か月児健康診査受診率（再掲）	98.3%	99.6%	98.8%
	3歳児健康診査事業（再掲）	3歳児健康診査受診率（再掲）	97.5%	99.0%	97.9%
	養育支援事業（再掲）	育児支援家庭訪問件数（再掲）	226件	252件	206件
	利用者支援事業（再掲）	支援者数（再掲）	5人	6人	6人
	妊産婦・新生児訪問指導事業	訪問指導延べ人数	3,562人	3,209人	3,211人
	要保護児童対策地域協議会運営事業（再掲）	児童虐待相談件数	111件	115件	98件
(1) 発生予防	民生委員・児童委員活動事業	研修開催回数	3回	4回	2回
	主任児童委員研修事業	研修参加者数	35人	49人	41人

第4節 犯罪被害から守る活動の促進

【青森市子ども総合プラン第2部第5章1(2)】

《防犯教室の開催など》

- ◆ 小学校における防犯教室及び中学校における薬物乱用防止教室を開催するとともに、指導者の資質向上を図るため、学校の教員を対象とした防犯や応急処置などの研修を実施します。
- ◆ 子どもが犯罪にあったときなどの緊急避難場所である「子ども110番の家」、「子ども110番の店」など、防犯ボランティアの活動を推進します。

【関連する子どもの権利】

安心して生きる権利（条例第6条）

- 命が守られ、平和で安全な環境のもとで暮らすこと
- いじめ、虐待、体罰その他身体的、精神的暴力と有害な環境から守られること
- 困っているときや不安に思っているときには、相談し、支援を受けることができること

《主要事業》

（1）防犯教室の開催など

学校支援協議会事務

- 学校支援協議会開催による情報共有・連携強化を行います。
- 不審者、変質者等の情報の共有化と児童、生徒の安全を確保するため、素早い情報通報体制を整備します。
- 不審者対応訓練など防犯訓練への協力を行います。
- 情報モラル教育による、ネット犯罪被害防止活動への協力を行います。
- 研修会、講座の講師を派遣します。

《参考指標》

取組	事業名	指標	実績値		
			H29	H30	R元
（1）防犯教室の開催など	学校支援協議会事務	学校支援協議会による情報共有会議開催回数	1回	1回	1回

第5節 有害情報や非行から守る取組の充実

【青森市子ども総合プラン第2部第5章1(3)】

《子どもを有害情報や非行から守る取組の実施》

- ◆子どもを有害情報から守るため、インターネット上の有害情報把握のためのネットパトロールや学校及び家庭における情報モラルに関する指導の支援、インターネットのフィルタリングとペアレンタル・コントロールの普及・啓発に取り組みます。
- ◆子どもを非行から守るため、少年指導委員などによる巡回・街頭指導、有害図書などの見回り活動に取り組みます。

【関連する子どもの権利】

安心して生きる権利（条例第6条）

- 命が守られ、平和で安全な環境のもとで暮らすこと
- いじめ、虐待、体罰その他身体的、精神的暴力と有害な環境から守られること
- 困っているときや不安に思っているときには、相談し、支援を受けることができること

自分らしく生きる権利（条例第7条）

- プライバシーや自らの名誉が守られること

豊かで健やかに育つ権利（条例第8条）

- まちがいや失敗をしたとしても、適切な助言や支援を受けることができること

《主要事業》

（1）子どもを有害情報や非行から守る取組の実施

小・中学校安全・安心対策事業

- 子どもたちがパソコンや携帯電話により、どのようにインターネットを利用しているのか、その実態を把握します。
- 子どもたちが、どのようにインターネットを利用しているのか、学校及び関係機関に情報提供します。
- インターネット上の書き込み等を監視し、子どもたちが被害者や加害者になってしまうことを未然に防止します。

少年指導育成事業

- 少年指導員の資質向上・情報交換を図るため研修会を開催します。
- 不良行為少年に対する街頭指導や声かけ活動を実施します。
- 小・中・高の各学校の支援のほか、警察・児童相談所・裁判所などの各関係機関との連携、情報交換を密にし、少年の非行防止・健全育成に積極的に取り組みます。
- 来所・電話相談・学校訪問等で少年に対する相談活動を行います。

青森市青少年育成市民会議運営事業（補助金）

- 青少年の健全育成に対する市民の理解や自覚並びに参加を促すため、青森市青少年育成市民会議の活動を支援します。

《参考指標》

取組	事業名	指標	実績値		
			H29	H30	R元
(1) 子どもを有害情報や非行から守る取組の実施	小・中学校安全・安心対策事業	ネットパトロールによる情報を学校に提供した件数	79件	118件	101件
	少年指導・育成事業	街頭指導回数	209回	210回	198回
	青森市青少年育成市民会議運営事業	補助金交付団体数	1団体	1団体	1団体

青森市子どもの権利条例

平成24年12月25日制定
平成24年青森市条例第73号

青森市は豊かな青い森に抱かれたまちです。森では、木々、草花、鳥や虫など数え切れない生きとし生けるものが生まれ、育まれています。これらが互いに深く結びつき、共に支え合う森は、新たないのちのゆりかごであり続けます。

私たちは、この青森市が、生きる力みなぎる子どもが育つ大きなゆりかごであって欲しいと願っています。

そこでは、子どもと大人が育ち合い、学び合う関係が大切にされなければなりません。そのことによって、子どもは、他者を尊重しながら共に支え合い、青森市の文化や伝統を受け継ぎ、未来を切り開いていくことができるのです。

日本は、世界の国々と児童の権利に関する条約を結び、子どもだからこそ認められるべき権利を保障し、自分らしく生きることを大切にすると約束しています。

市は、この条約に基づき「子どもに関係のあることを行うときには、子どもにとって今もっとも良いことは何かを第一に考える」という「子どもの最善の利益」（同条約第3条）を基本理念として、子どもが健やかに育つための環境づくりを進めてきました。

市が設置した青森市子ども委員会の子どもたちは、子どもの権利について学ぶ中で、「人はそれぞれ個性をもち、誰もが大切な存在として同じところ、違うところを認め合うことが大事である」、「大人は、子どもの意見に最後まで耳を傾けてほしい」、「ちょっとしたことでも、『あなたには、こういう良いところがある。』と言ってほしい」と宣言しています（平成23年3月子ども宣言文）。

私たちは、子どもが他者と共に生き支え合う市民として成長する青い森のまちづくりをめざし、子どもの権利を保障することを表明し、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子どもが愛情をもって生まれ、毎日をのびのびと生き、自分らしく豊かに成長し、発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利の保障を図ることを目的とします。

（定義）

第2条 この条例で、次に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるとおりとします。

- 一 子ども 18歳未満の人その他これと等しく権利を認めることが適当であると規則に定める人をいいます。
- 二 大人 過去に子どもであった全ての人をいいます。

- 三 保護者 親や親に代わり子どもを養育する人をいいます。
- 四 育ち学ぶ施設 保育所、学校、児童養護施設その他子どもが育ち、学ぶことを目的として通園し、通学し、入所し、利用する施設をいいます。

(基本的な考え方)

第3条 子どもの人権の保障は、次の基本的な考え方に従って進められなければなりません。

- 一 子どもの最善の利益を優先して考えること。
- 二 子ども一人一人が権利の主体として尊重されること。
- 三 子どもの成長と発達に配慮した支援が行われること。

(大人の責務)

第4条 保護者は、子育ての第一の責任者として、子どもの権利を尊重しなければなりません。

- 2 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが自分らしく成長し、発達していくために育ち学ぶ施設が大切な役割を持つことを認識し、子どもの権利を尊重しなければなりません。
- 3 地域住民は、地域が子どもの成長と発達にとって重要な場であることを認識し、子どもの権利を尊重しなければなりません。
- 4 第1項の保護者、第2項の育ち学ぶ施設の関係者、第3項の地域住民のほか、大人は子どもの権利を尊重しなければなりません。

第2章 子どもにとって大切な権利

(子どもにとって大切な権利の保障と互いの権利の尊重)

第5条 子どもには、成長し、発達していくために、この章に定める大切な権利が保障されなければなりません。

- 2 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重しなければなりません。

(安心して生きる権利)

第6条 子どもには、安心して生きるために、次のことが保障されなければなりません。

- 一 命が守られ、平和で安全な環境のもとで暮らすこと。
- 二 愛情をもって育まれること。
- 三 食事、医療、休息が保障され、健康的な生活を送ること。
- 四 いじめ、虐待、体罰その他身体的、精神的暴力と有害な環境から守られること。
- 五 性別、国籍、障害などを理由に、いかなる差別も受けないこと。
- 六 困っているときや不安に思っているときには、相談し、支援を受けることができること。

（自分らしく生きる権利）

第7条 子どもには、自分らしく生きるために、次のことが保障されなければなりません。

- 一 自分の個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること。
- 二 自分自身の夢や希望を持ち、可能性に挑戦すること。
- 三 プライバシーや自らの名誉が守られること。
- 四 自分が思ったことや感じたことを表現すること。
- 五 自分にとって必要な情報や知識を得ること。
- 六 自分にとって大事なことを年齢や成長に応じて、適切な助言や支援を受け、自分で決めること。
- 七 安心して過ごすことができる時間や居場所を持つこと。

（豊かで健やかに育つ権利）

第8条 子どもには、豊かで健やかに育つために、次のことが保障されなければなりません。

- 一 遊ぶこと。
- 二 学ぶこと。
- 三 芸術やスポーツに触れ親しむこと。
- 四 青森の文化、歴史、伝統、自然に触れ親しむこと。
- 五 まちがいや失敗をしたとしても、適切な助言や支援を受けることができること。

（意見を表明し参加する権利）

第9条 子どもには、他人の意見を尊重しつつ、自分の意見を表明し、社会に参加するために、次のことが保障されなければなりません。

- 一 家庭、育ち学ぶ施設、地域などで、自分の意見を表明すること。
- 二 自分にとって重要な決定が行われる場合は、自分の意見を主張できること。
- 三 自分の表明した意見に対し、適切に配慮されること。
- 四 仲間をつくり、集まり、活動すること。

第3章 子どもにとって大切な権利の保障に関する市の責務と取組

（子どもの権利の普及啓発と学習支援）

第10条 市は、子どもの権利の普及を図るため、子どもと大人が共にこの条例と子どもの権利について適切に学び、理解するための機会を提供するものとします。

2 市は、毎年11月20日を「青森市子どもの権利の日」とし、この日にふさわしい活動を行うものとします。

（子どもの育ちへの支援）

第11条 市は、子どもの豊かな育ちを支援するため、次のことに取り組むよう努めなければなりません。

- 一 子どもに健全で多様な生活体験や交流の場と機会を提供すること。

二 子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりを進めるとともに、子どもが相談できる場と意見表明し社会に参加する機会を提供すること。

(保護者への支援)

第12条 市は、保護者が安心して子育てができるよう支援に努めなければなりません。

2 市は、特別に支援が必要な保護者に対しては、それに応じた支援に努めなければなりません。

(子どもの命と安全を守る取組)

第13条 市は、いじめ、虐待、体罰その他身体的、精神的暴力の防止と早期発見に努めるとともに、それら子どもの権利の侵害からの救済に必要な取組を実施するものとします。

2 市は、子どもが薬物、犯罪などの被害を受けないように、必要な取組を実施するものとします。

(子ども会議)

第14条 市は、市政などについて、子どもが意見を表明し参加する場として、青森市子ども会議(以下「子ども会議」といいます。)を置きます。

2 市は、子どもに関わることを検討するときは、子ども会議の意見を尊重するよう努めなければなりません。

(子どもの権利の保障の行動計画と検証)

第15条 市は、この条例の目的を達成するため、子どもの権利の保障に関する行動計画(以下「行動計画」といいます。)を定めるものとします。

2 行動計画の検証は、青森市健康福祉審議会条例(平成18年青森市条例第43号)に定める児童福祉専門分科会で行うものとします。

3 行動計画の検証を実施するに当たっては、子ども会議の意見を尊重するよう努めなければなりません。

第4章 子どもにとって大切な権利の侵害からの救済と回復

(相談と救済)

第16条 市は、子どもの権利の侵害に関する相談や救済について、関係機関などと相互に協力と連携を図るとともに、子どもの権利の侵害の特性に配慮した対応に努めなければなりません。

(子どもの権利擁護委員)

第17条 市長は、子どもの権利の侵害について、子どもやその関係者から相談や救済の申立てを受け、その救済と権利の回復のために必要な調査、助言、支援などを行い、これらの調査などの結果を踏まえた是正措置や制度改善の勧告や要請を行うなどのため、

青森市子どもの権利擁護委員（以下「委員」といいます。）を置きます。

（委員の職務）

第18条 委員の職務は、次に掲げるとおりとします。

- 一 子どもやその関係者から相談を受け、助言、支援、関係者間の調整を行うこと。
 - 二 子どもやその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。
 - 三 子どもやその関係者から救済の申立てがなくても、その救済と権利の回復のために必要があると認めるときは、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。
 - 四 第2号、第3号の規定による調査などの結果、必要があると認めるときは、是正措置や制度改善について、関係する市の機関に対する勧告や市の機関以外のものに対する要請を行うこと。
 - 五 第4号の規定により勧告や要請を行った後に、必要があると認めるときは、その是正措置などの状況に関しこれらの勧告などを受けたものに報告を求め、その内容を救済の申立てを行った人などに伝えること。
- 2 委員は、第1項第2号、第3号の事実の調査を次の方法により行うことができます。
- 一 関係する市の機関に対し説明を求め、その保有する文書その他の記録の閲覧や提出を要求し、実地に調査すること。
 - 二 必要な限度において市の機関以外のものに対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めること。

（委員の人数、任期など）

第19条 委員は、3人以内とします。

- 2 委員は、人格が優れ、子どもの権利に関し専門的知識と経験を持つ人のうちから、市長が委嘱します。
- 3 委員の任期は3年とし、再任を妨げません。
- 4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはなりません。委員の職を離れた後も同様とします。
- 5 委員は、第4項に定めるもののほか、その職務を遂行するに当たって、次のことを守らなければなりません。
 - 一 子どもやその関係者の人権について、十分に配慮すること。
 - 二 相談や救済の申立てなどの内容に応じ、関係機関などと協力して、その職務を行うこと。
- 6 市長は、委員が第4項前段の規定に違反したことが判明したときやその職務の遂行に必要な適格性を欠くと認めるときは、これを解嘱するものとします。

（勧告の尊重と委員への協力）

第20条 第18条第1項第4号の規定により勧告を受けた市の機関は、その勧告の内容を十分に尊重しなければなりません。

- 2 第1項に定めるもののほか、市の機関は、委員の職務に積極的に支援や協力をしなけ

ればなりません。

3 市の機関以外のものは、委員の職務に協力をするよう努めなければなりません。

(調査相談専門員)

第21条 市長は、子どもの権利の侵害について、子どもやその関係者から相談を受け、委員と連携し、必要な調査、助言、支援を行うため、調査相談専門員を置きます。

第5章 雑則

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行します。ただし、第4章の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

